

2021年11月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

日本共産党神奈川県議会議員団

団長 井坂 新哉



## 2022年度神奈川県予算・施策に関わる要望

日頃より県民福祉の増進へのご尽力に敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる本県職員に心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、現在は新規陽性者が激減していますが、ヨーロッパなどでは感染が再び拡大しており、第6波に備えることが重要です。保健所体制や医療提供体制の拡充、軽症者の治療の促進など、安心して医療を受けられるように体制を整えること。また、中小企業の経営支援、収入が減り、困っている方への家計の応援など、県民のくらしと営業を支える施策の充実が求められます。

2022年度の県財政は、新型コロナの影響により不透明な状況もありますので、今まで以上に政策の優先度が問われます。2021年度には緊急性のない事業などは縮小、延期などの措置が取られましたが、改めてこれまでの施策が県民要求に込んでいるかの検証が必要です。とりわけ、未病の改善などは、予算も人的配置も見直し未病産業の推進ではなく、健康増進などに取り組む市町村を応援することが必要です。さらに、リニア中央新幹線や村岡新駅とその周辺の開発などの大型開発の促進は、今後の社会の変化を見ても負の遺産となりかねず、中止するべきです。

一方で、県民の生活を支えるために、国保料や介護保険料、水道・下水道などの各種料金の抑制、生活保護の充実や困窮世帯への支援。県民が切実に要望している小児医療費助成制度の拡充や中学校給食の整備費補助、少人数学級の推進、特別支援学校の増設などを進める必要があります。

また、世界的な課題となっている気候危機への対応は予算を大幅に拡充し、省エネ・再生可能エネルギーへの転換を促進しなければなりません。同時に、河川改修や急傾斜地崩壊危険防止工事など、防災対策の拡充も県民の安全安心の施策として重要です。

さらに、ジェンダー平等社会の実現、障害者差別解消やヘイトスピーチ規制など、人権施策は大変注目されています。平和の課題では、2021年1月に発効した核兵器禁止条約の批准を国に求めていくことも必要です。

将来を見据え、これらの課題に取り組み、県民福祉の向上をはかるためには、県の政策の優先度の変更が必要です。このような観点から、県民の切実な要望が実現されるよう、以下の要望を提出するものです。



2022年度神奈川県  
予算・施策に関わる  
要望書



2021年11月16日  
日本共産党神奈川県議会議員団



## 【目次】

- P01 ≪1≫. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を  
（1）子どもの権利条約に関連して  
（2）子どもの貧困対策の推進について  
（3）待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について  
（4）保育士の人材確保と処遇改善について  
P02 （5）保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について  
（6）学童保育の充実について  
P04 （7）児童相談所の体制強化について  
P05 （8）一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について  
（9）養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について  
（10）障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について
- P06 ≪2≫. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を  
（1）幼稚園等の充実について  
（2）義務教育の充実について  
P07 （3）高等学校教育の充実について  
P08 （4）大学授業料の無償化に向けて  
（5）私学助成の充実について  
P09 （6）特別支援学校の充実について  
P10 （7）通級指導教室の充実に向けて  
（8）すべての中学校で完全給食の実施を  
P11 （9）全国学力テストについて  
（10）教科書採択の改善について  
（11）外国人学校への支援について  
P12 （12）新たな夜間中学の開設について  
（13）卒業式・入学式について  
（14）自衛隊の体験学習について  
（15）フリースクール等への補助について
- P13 ≪3≫. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を  
[1]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて  
（1）病院の新設・増設について  
P14 （2）病床の整備について  
（3）救急医療体制の整備について  
P15 （4）医師の確保と労働環境の改善について  
P16 （5）看護師の確保と労働環境の改善について  
P17 （6）在宅医療提供体制の拡充に向けて  
（7）障がい者や難病等に関わる医療の充実について  
P18 （8）災害時の透析患者への対応について  
（9）診療報酬について  
[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて  
（1）保険診療について  
（2）国民健康保険について  
P20 （3）後期高齢者医療制度について  
P21 [3]. 医療費助成制度の拡充に向けて  
（1）県の3つの医療費助成制度全般について  
（2）小児医療費助成制度について  
P22 （3）重度障害者医療費助成制度について  
（4）高齢者の医療費助成制度の創設について

- P22 (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について
- [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて
  - (1) 介護給付費抑制策からの転換
  - (2) 1号被保険者の介護保険料について
- P23 (3) 低所得者への利用料負担助成について
- (4) 介護報酬に関して
- P24 (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について
- (6) 自治体の新総合事業について
- (7) 介護職の確保と処遇改善について
- P25 (8) その他介護保険制度全般に関して
- P26 [5]. 高齢者福祉の充実に向けて
- P27 [6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて
  - (1) 県として以下のことを実施すること
  - (2) 県として国や関係機関に求めること
- [7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて
  - (1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について
  - (2) 生活保護制度の改善・充実について
- P28 (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について
- [8]. 障がい者福祉の充実に向けて
  - (1) 障がい者の差別解消に向けて
- P29 (2) 障がい者への経済的支援の強化について
- (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて
- P30 (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて
- (5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について
- P31 (6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって
- [9]. 未病関連事業予算について

《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

- [1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
  - (1) 労働者保護行政の強化について
  - P32 (2) 企業への指導・啓発について
  - (3) 労働法の基本的知識の周知について
  - (4) 職業訓練校の拡充について
  - P33 (5) 企業誘致のあり方について
  - (6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて
  - (7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて
  - (8) 高齢者の労働環境改善に向けて
  - (9) 障がい者雇用の促進に向けて
  - P34 (10) 外国人労働について
  - P35 (11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と  
従事する労働者の適正な賃金の確保へ
  - (12) 福祉労働者の処遇改善に向けて
- [2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
  - (1) 中小企業への支援強化に向けて
  - (2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について
  - P36 (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
  - (4) 融資制度の改善について
  - (5) 異業種連携活動事業への支援について
  - (6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
  - P37 (7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について
- [3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために
  - (1) TPP・EPA・日米貿易協定について
  - (2) 食料自給率の向上について
  - P38 (3) 都市農業振興のために
  - P39 (4) 農業基本政策について

- P40 (5) 林業の振興に向けて  
P41 (6) 鳥獣被害対策について  
P43 (7) 漁業の振興に向けて
- P44 << 5 >>. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を  
[1]. 防災対策の強化  
(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について  
P45 (2) 防災体制の確立と住民の避難について  
P46 [2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて  
(1) 県営住宅の建設と修繕等について  
(2) 住宅政策の充実について  
P47 (3) 福島原発被災者への住宅支援について  
[3]. 水道事業の改善について  
P48 [4]. 環境対策の強化について  
(1) アスベスト対策の強化について  
(2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について  
P50 (3) プラごみゼロをめざして  
P51 (4) 神奈川の自然保護について  
[5]. まちづくり  
(1) 不要不急の大型公共事業の中止について  
P52 (2) 駅利用者の安全と利便の確保について  
(3) 地域交通及び都市環境の整備について  
P53 (4) 海岸の保全について  
(5) 警察関係  
[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進  
(1) 原発ゼロをめざして  
P54 (2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて
- << 6 >>. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ  
[1]. 青年・学生への支援に向けて  
P55 [2]. ジェンダーフリー・女性・性的マイノリティの地位向上に向けて  
P57 [3]. L G B T施策の推進に向けて  
[4]. ヘイトを許さない施策の推進について  
P58 [5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について  
[6]. 外国籍県民への支援の充実について
- P59 << 7 >>. 消費者行政の充実・強化を  
[1]. 消費者行政の充実について  
(1) 県中央消費生活センターの機能強化について  
(2) 国の「地方消費者行政交付金」について  
P60 (3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて  
(4) 若者への消費者教育について  
[2]. 食の安全・表示の監視等について
- P61 << 8 >>. 「核も基地もない平和なかながわ」を  
[1]. 核も基地もない平和なかながわを  
P62 [2]. 横須賀基地に関わって  
P63 [3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し  
[4]. 厚木基地に関わって  
(1) オスプレイの飛行について  
(2) 爆音被害の根絶のために  
[5]. キャンプ座間に関わって [6]. 相模総合補給廠に関わって  
P64 [6]. 相模総合補給廠に関わって  
[7]. 池子住宅に関わって  
[8]. 日米地位協定の抜本的改定など

P65 << 9 >>. 県民本位の行財政運営を

- [ 1 ]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて
- P66 [ 2 ]. 県有施設の拡充・存続を
  - ( 1 ) 県民利用施設について
  - ( 2 ) 試験研究機関について
  - ( 3 ) 県の出先機関について
- [ 3 ]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために
- P67 [ 4 ]. 指定管理者制度、P P P など「民間活力」の見直しについて
  - ( 1 ) 指定管理者制度について
  - ( 2 ) P P P 方式について
- [ 5 ]. 個人情報保護と情報公開の充実について
- [ 6 ]. 税制・税務行政などに関して

P68 << 1 0 >>. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

- ( 1 ) P C R 等検査の抜本的拡充について
- P69 ( 2 ) 平時からの医療提供体制の強化等について
- P70 ( 3 ) コロナ患者受入病院及び減収となった病院等への保障と支援について
- ( 4 ) 障がい児・者への対応について
- ( 5 ) 保健所体制等の抜本的強化について
- ( 6 ) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善について
- ( 7 ) 医療保険制度に関して
- P71 ( 8 ) 雇用と事業、就学の安定に向けて
- ( 9 ) 教育分野に関して

P72 << 1 1 >>. 地域からの要望

P72 [ 1 ]. 横須賀市

P72 [ 2 ]. 大磯町・二宮町

P73 [ 3 ]. 松田町

P75 [ 4 ]. 箱根町

P75 [ 5 ]. 真鶴町

P76 [ 6 ]. 清川村

## 《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

### (1) 子どもの権利条約に関連して

1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし本県のすべての施策に反映させるため、児童虐待への総合的な対応として位置づけられている現在の事業継続だけでなく、東京都のように子どもの権利条例を制定すること。

2) 子どもの権利ノートを県内すべての子どもたちに配布するなど「かながわ子ども人権相談事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法の拡充を進めること。

### (2) 子どもの貧困対策の推進について

1) 県内の子育て全世帯を対象に、子どもの貧困実態調査を実施すること。調査項目は国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。

2) 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」で設定されている指標は不十分であり、そもそも、子どもの実態を把握する指標に目標値が設定されていない。計画の中に、実態と進捗の把握に必要な不可欠な目標値や期限を設定し、貧困対策を強化すること。

### (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

2018年度かながわグランドデザインは、2020年度までに県内どこでも待機児ゼロを掲げたが実現しなかった。保育所利用申請は年々増加し、2021年4月には就学前児童数の42.0%を占めた。

2021年4月の保育所定員は173,716人に対し、申請は過去高の175,277人に及び、保留児童数は全県で7,687人にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は306人にのぼった。

1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に、待機児が深刻な地域には早期に認可保育所の新設を促進するよう財政的な支援を拡充すること。

また、都市部においては保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近隣する幾つもの保育所が集まり、密集になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために、公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。

保育所整備は、「自園調理ができること、避難経路が確保されていること」が最低限子どもの安全といのちを守り、発達を保障することにつながる。「2020年度までに県内どこでも待機児ゼロ」が実現できず、早急な保育所整備が求められているので、市町村まかせにせず、県の責任で保育所整備への独自の支援を行うこと。

### (4) 保育士の人材確保と処遇改善について

1) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件等の改善が重要である。国の処遇改善に上乗せして加算をしている自治体もあるが、それでも全産業の平均賃金には届いていない。自治体間の格差を是正し、抜本的な賃金改善のために国に頼らず県独自の補助制度を創設す

ること。

2) 国が2017年度から創設した4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額が1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。基本給を含めて給与全体を上げるために、公定価格を抜本的に増額するよう、引き続き国に要望すること。

また、保育の質向上の観点から、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くよう、市町村からの要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。

#### **(5) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について**

1) 給食は保育の一環であるとして副食費が保育料に含まれていた経緯を考えれば、保育の無償化に伴い、給食費も無償とすべきと考える。また、子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点からも、県として助成制度を創設すること。

2) 副食費について、保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。県として事務処理に必要な財源措置をさらに行うとともに、費用の増額を国に求めること。

3) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため、指導監査体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。指導に従わない施設を公表すること。

4) 5年の猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く守らせるために、重要な役割を持つ監査と指導を行う専門スタッフを、正規職員として増員すること。その際には、1年間ですべての認可外保育所を巡廻できる体制とすること。

5) 国で定める一定の基準を満たした幼稚園類似型施設は、一定の措置がされたが、普通交付税不交付団体は措置されないなど充分ではない。地域に根づき保護者のニーズに応えた幼児教育を行っている幼稚園類似型施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。

#### **(6) 学童保育の充実について**

1) 市町村に対し、以下の事項を実施するよう助言・指導すること。

①神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うこと。

②省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模(概ね40人以下)及び面積基準を守るための環境にふさわしい規模を確保するよう支援すること。

③児童福祉法改正に伴い小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設、指導員配置を図ること。

④本県の市町村における「放課後児童支援員等処遇改善事業」の実施状況は少ない。指導員の専門性を高め、継続して働ける環境をつくることが求められている。指導員の賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善など事業」の活用を市町村に積極的に働きかけること。また、県で予算化し、すべての自治体の指導員の処

遇改善を図ること。

⑤2017年度に新設された「キャリアアップ処遇改善事業」についても、自治体の活用は県内自治体の3分の1程度である。活用を市町村に積極的に働きかけ、確実に予算化し、実施すること。

2) 以下のように学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。

①神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。

②放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいうように改善すること。

3) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。

4) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう、研修や設備の補助を拡充するなど支援を強化すること。

5) 災害時に子どものいのちを守るため、市町村の災害対策の水準を担保することが必要である。県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

6) 神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドラインの廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう、以下に努めること。

①国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するよう、市町村に働きかけること。

②県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導・助言内容を把握し、公開すること。

7) 放課後児童クラブ事業について、県の補助金が国の子ども・支援交付金の補助金額を下回らないように、引き続き財政措置を行うこと。

8) 国に対して、以下の事項を要望すること。

①学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合うよう大幅に増額すること。

②児童福祉法の中で、学童保育を「児童福祉事業」ではなく、「児童福祉施設」に位置づけること。

③「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。

④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないこと。特に、指導員の資格と配置は子どものいのちに関わるので、「従うべき基準」に戻すこと。また、市町村が引き続き複数配置を行うために周知徹底をし、財政措置を講じること。

⑤「子ども・子育て支援新制度」で、児童数の数え方など誤解を招いている内容について、必要な改善を国に求めること。

9) 以下の事項について、市町村を支援すること。

- ①すべての小学校区で学童保育が実施されるよう、開設に向けた補助の増額を図ること。
- ②「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うのでそれらを一体化する方針をやめ、それぞれ独自の事業として実施すること。
- ③市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。研修は、学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、すべての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

10) 県教育委員会と連携し、学校施設の開放、情報共有等、学童保育と学校が連携を図れるよう働きかけること。

11) 学校内設置の学童保育について、小学校の35人学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用が継続できるように市町村教育委員会に働きかけること。

12) 学校施設等を転用するにあたっては、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面い配慮した、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備・備品などを調えること。

13) 小学校の新設または建て替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。

#### (7) 児童相談所の体制強化について

1) 児童福祉司は、児童相談所の管轄人口3万人に1人配置し、虐待相談等対応件数に応じた上乗せ配置をすること。また、児童福祉司1人当たりの虐待相談等対応件数が40件を超えないように配置すること。

2) 弁護士は週1回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか必要に応じて弁護士事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、弁護士の常勤化を図ること。

3) 県は2020年度、児童心理司を6年ぶりに9人増員配置したが、児童虐待も増えている。改正児童福祉法や政令の基準を踏まえ、児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置できるよう引き続き増員すること。

4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的な負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患により休職した方が全国的に多いと報じられた。

高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制や人材育成を、組織として取り組み専門性を高めること。

5) 中央児童相談所と厚木児童相談所が再編されたが、中央児童相談所の建物内に二つの児童相談所を設置している状況である。新たな施設をつくり、それぞれの組織体制の強化や専門職種の確保を十分図ること。

6) 児童虐待相談件数は2020年度は前年度よりも減少したが、過去2番目に多い件数となるなど年々増加傾向にあり、子どもの命が脅かされる事態が広がっている。児童相談所がその役割を十分に発揮することが求められるが、現在、児童相談所によって受付件数に大きな差があるため、適正配置となるように児童相談所を新設すること。せめて、二市八町に支所をつくること。

#### **(8) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について**

1) 現在一時保護所に学習指導員を2名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに学習支援を行なっているが、一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員をさらに増員すること。

また、中央児相のようにボランティア教員の参画なども得ながら、一人一人に寄り添う学習支援を行うこと。

2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。学習教材の提供や面会による学習支援なども行なっているとのことだが、多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、スクールソーシャルワーカーの活用も含めて、学校と児相との組織的連携体制の強化を検討すること。

3) 厚生労働省の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言(2016年)では、「混合処遇は極めて不適切である」とし「原則として個室対応を基本」としているが、いまだに個室対応が進んでいない。早急に、一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

#### **(9) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について**

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設などで児童の人権が守られ安心して生活できる場と、退所後の自立に向けた支援が求められる。以下の事項の実現を図ること。

1) 老朽化が進んでいる児童養護施設を把握し、整備を進めること。

2) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行うこと。また、退所後、自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うことと同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。

3) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなるサポートステーション」と、児童養護施設などに配置する「あすなるサポーター」との連携を充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

#### **(10) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について**

1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。事業所数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

- 2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設に、看護師等の加配を行うこと。
- 3) 加齢児の施設入所やグループホームでの生活を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけでなく、県立障がい福祉施設やグループホームの増設を図ること。
- 4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受け入れ施設がまだ不足しているので、引き続き受入数を増やすよう取り組むこと。

## 《 2 》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

### (1) 幼稚園等の充実について

- 1) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。
- 2) 私立幼稚園の保護者を対象とした、保育料の直接助成制度及び入園料の補助制度を創設すること。少なくとも国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。
- 3) 子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。また、地方自治体の判断で対象と認められれば対象とできるため、県として対象にすること。

### (2) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果に加えて、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を 2021 年度から 5 年かけて 35 人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も求めること。
- 2) 現状は自治体負担で非常勤教員を雇用し、科目により弾力的学級編成を行っているが、安定的に少人数措置を可能とするよう、教員加配を県単独措置により支援すること。
- 3) 正規職員としての就職を望んでも門戸が狭く、職務に注力するあまり翌年以降の採用試験に備えきれず臨任を繰り返す例がある。望まぬ形での教員の雇用形態は、教育の継続性を損ね、学校現場を分断している。  
少子化を理由として採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容の保障及び多忙化改善のため、神奈川県においても教職員は正規雇用を原則とし、大幅に増やすこと。
- 4) 教員免許更新制度は、文科省において廃止の方向が打ち出されたが、これまでも今後廃止に至るまでも、本県の不本意失効の教員について、本人が望めば救済策を講じること。

5) 教員免許更新制廃止に伴い、それに代わる教員研修が検討されているが、教育活動への影響を生じさせないよう、教員の健全な労働環境に配慮し、過度な研修は見直すこと。

6) 市町村立の学校に正規雇用の学校司書を配置すること。また、市町村立学校の図書購入予算の増額に努めること。

7) 県内小中学校の全教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症から命を守るために重要な要素となっている。市町村への促進、国の適切な財政措置、双方向の働きかけを強めること。

8) 学級規模について、WHOは生徒 100 人を上回らない規模を理想としている。国においても少人数学級が推進される中、横浜・二宮・三浦などをはじめとした小中学校の統廃合をやめること。

9) G I G Aスクールについて、G I G Aスクール構想の影響で I T関連の技術研修など増加が見込まれる。

コロナの影響下で変則的な学校運営や感染対策等で疲弊する現場に対し、研修は必要最小限に整理して実施すること。対面での授業を基本にし、オンラインでの授業はあくまでも補完的であること。また、I C T技術支援員の配置を進めること。

10) コロナ禍で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻すよう、国に対し求めること。

11) 就学援助制度に関して、市町村に対しては補助対象品目について、部活動費やP T A会費、オンライン学習通信費なども国基準に合わせた拡充を求めること。また、生活保護基準に対して 1.5 倍以下の世帯の子どもを含めた事業とすること。支給決定に当たっては、個々の家庭の事情を考慮し柔軟に決定すること。

12) 就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給については、本県は小学校で 97%、中学校で 100%が前倒し支給している。

引き続き、安心して入学できるよう、制度の周知を徹底し、県内すべての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう働きかけること。

### (3) 高等学校教育の充実について

1) 公立校の意義を考えれば、生徒全日制高校進学率が全国最低レベルであることは問題である。県立を望む生徒が不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やすこと。

2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に求めること。また、外国人学校が対象となる中で朝鮮学校だけを除外する差別的対応をやめること。

3) 現業職員には、学校職員として生徒への総合的な対応が求められる。雇用の安定性の観点からも現業職の民間委託を行わず、現業職員の採用を確保すること。

4) 給付型奨学金に関しては、成績要件の撤廃と年収要件の引き上げなど、国に対し拡充を求めること。

5) 学校司書は、子どもの読書活動をうながし、教員にとっても豊かな授業の実践を支えるなど、その存在は意義深い。大量の臨時的任用が行われているが、正規職員として採用すること。

6) 学校事務職は、教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている。生徒への丁寧な支援も求められるため、正規雇用での事務職員の増員を図ること。

7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務について、改善を図っていただいたが、その後、現場の負担軽減につながったか検証すること。

8) 県立高校の削減を行わないこと。本県の学級数の多さは全国屈指である。過大規模化の弊害を直視し、6～8学級標準を守ること。また、新型コロナウイルス感染症対策としても、少人数学級の必要性が各界から指摘され、その際にも校舎のゆとりが必要なことが示されている。この点からも、県立高校削減は見直すべきである。

9) 県立学校では予算が少ないため必要な図書を購入できず、保護者から集める私費に頼っている実態がある。わずかに改善されてはいるが極めて不十分であり、十分な図書費を確保するよう努力すること。

10) 空調機器については、熱中症リスクを回避するため、技能員室や未設置の特別教室への設置状況を把握し、設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館に関しては、イノベーションや国の制度改変待ちではなく、早急に設置すること。併せて、国にも補助制度創設を要望すること。

11) 文科省は、「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としている。県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標ではなく、文科省基準である  $I_s$  値 0.7 以上に見直すこと。

12) 老朽化や設備劣化が著しい県立高校の対策として、新まなびや計画の前倒しを図ること。

老朽化対策は耐震工事を待つとされているが、緊急性を要するものについては、耐震工事をまず速やかな老朽化対策工事を図り、耐震工事がなくても老朽化している校舎に関しては、別途計画的に実施すること。

#### (4) 大学授業料の無償化に向けて

1) コロナ禍が学生の学びの機会を奪っている。高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付型奨学金の対象拡大と拡充を強く国に求めること。また、県として学生が大学で安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。

#### (5) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。
- 2) コロナ禍の学生支援緊急給付金に関し、国籍差別を避けるため、国に対し、留学生にのみ求められる「成績優秀者」の要件を外すことや、朝鮮学校を対象とするよう求めること。
- 3) 県内私学振興を図る一方、県外への通学者である県民の経済的負担の軽減を視野に入れないことは教育の機会均等に反する。県外通学者も学費補助金の対象とすること。
- 4) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と、施設整備助成を行うこと。
- 5) 小学校段階において少人数への推進方向が定まった以上、現行、幼稚園の1学級35人という定数の少人数への改善は急務である。国に要望すること。

#### (6) 特別支援学校の充実について

1) 平塚養護学校をはじめ、特別支援学校の過大規模化は明らかである。希望する特別支援学校に入学できない子どもたちがおり、通学に困難が生じている実態がある。

2021年に策定された国の特別支援学校の設置基準を踏まえつつ、適正規模・適正配置となるよう早急な設置を進め、速やかに新たな学校整備計画を策定すること。

2) インクルーシブ教育はⅡ期計画がスタートし、新たに実践推進校11校が指定されたが、Ⅰ期目のパイロット校での実践が十分に検証が不十分である。特に肯定的な選択肢に限られた恣意的なアンケートは意味をなさない。

学校を途中で退学した生徒をはじめの卒業生、保護者、教職員等への、課題把握に実効性のあるアンケート調査を行い、専門家の知見を交えて検証し、実践推進校での学習内容や教育環境整備に活かすこと。また、検証が終わるまでは拙速に実践校を拡大しないこと。

3) 特別支援学校分教室は、暫定措置として導入された経緯があるにも関わらず、恒久的に不十分な体制を強いられている。進路指導の教員配置は一定評価できるが、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを含め、教職員配置が不十分である。

定数法上、教職員の配置は本校と一体として算定するため、県単独予算の必要性を理由に困難とされている。障がいのない子に保障される教育環境が分教室においては欠けているという事態は、まさに差別である。県単独予算を講じて教職員の配置を保障すること。

グラウンドや体育館、特別教室の使用は、教育課程編成の段階から、高校と対等に協議できるよう教育委員会が責任を持つこと。

障がい児が自分たちが後回しにされる経験を持つことで、児童生徒の心に差別意識が醸成されることになる。対等な立場で利用できるよう、調整を図ること。

4) 小田原養護学校湯河原校舎は、分校ではなく分教室としての位置づけにとどまっている。グラウンドも体育館も敷地外となるなど、不安の声がある。子どもの安全性に配慮すること。肢体不自由の児童生徒も在籍することとなるため、養護教諭・栄養職員・事務職員・学校技能員など正規職員として特別支援学校の教育活動にふさわしい配置すること。

5) 秦野養護学校末広校舎に、特別支援学校の教育活動を行うのにふさわしい施設整備や教職員体制を整備すること。

6) 特別支援学校の施設・設備が老朽化等により機能不全となっているものは、子どもたちの安全に係る優先課題である。早期改修を図ること。また、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。

また、老朽化したプレハブ校舎の全面改築、スクールバスや送迎車の発着所に屋根を設置すること。緊急時の対応のために、職員室、教室、体育館、プール内に内線電話を設置すること。

7) 自力通学支援員を増員し支援の充実に取り組むよう、市町村など関係機関に働きかけること。

8) 2021年6月に医療的ケア児支援法が可決され、医療的ケア児が学校などで教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することが国、地方公共団体の責務と明示された。

医療的ケアを実施している学校に、担当医を配置すること。また、正規看護師は、標準法において教員の定数内に位置づけられる自立活動看護師ではなく、教員の定数とは別に配置すること。そのために、標準法の改正を引き続き国に強く要望すること。今後、看護師を増やし、一人一人の重症度に合わせて適切な配置を決めること。

9) 県立の瀬谷養護学校や平塚養護学校に関して、耐震性能に問題がなくても明らかな老朽化がみられる。部分修繕にとどまらず、子どもの安全といのちを守るため早急に建て替えること。

10) 横浜市立北綱島特別支援学校は、本校化の方針が表明されたが、早期に本校として位置づけるよう横浜市と協議し支援すること。

#### **(7) 通級指導教室の充実に向けて**

1) 発達障害のある児童生徒が切れ目なく十分な教育が受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図り、通級指導教室の教員配置を充実すること。通級指導教室という選択肢を増やすため、設置校を増やすこと。

#### **(8) すべての中学校で完全給食の実施を**

1) 県立中等教育学校を含む県内すべての中学校で、全員喫食の安全・安心な直営事項方式の中学校給食を実施すること。

県内ではデリバリー方式の見直し例も出てきている。選択式やデリバリー方式をやめて、アレルギー対応もできる全員喫食の学校給食をめざし、県として市町村に対して、財政縮減例にとどまらず、地産地消・自校方式・直営方式のメリットを紹介し、災害時にも対応できるように助言すること。また、栄養士を一人以上配置し食育を支えること。

2) すべての学校に栄養士を配置し、県として教育の一環として給食を実施すること。

3) 夜間定時制高校の生徒は、アルバイトから直行するなど、十分な食事を摂ることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。補助削減の根拠としている生活保護費との重複の可否の判断は、厚労省は自治体次第だとしている。

そもそも定時制高校における生活保護世帯以外の生徒は、半数以上を占める。無理な解釈で制度を縮小するのではなく、困窮した生徒に寄り添い、夕食提供事業費補助を拡充するこ

と。

### (9) 全国学力テストについて

1) コロナ対策で、学校現場は過剰負担になっている。全国学力テストの傾向と対策を行うことにより、通常の授業にも影響を及ぼす事態となっている。学力の定着は、定期テストで測ることができる。全国学力テストの押しつけをやめるよう国に求め、本県での実施はやめること。

また、真の授業改善は他校との相对比较によるものではなく、恒常的な授業や定期テストで把握した個別の課題をもとに行うべきであり、平均点との差などの統計的集約は、学校現場に過重負担となるのでやめること。

2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1076年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。

学力テストの弊害を加速する成績順の結果公表は、過度な競争につながるので行わせないこと。

### (10) 教科書採択の改善について

1) 教科書採択について、より地域の実情に合わせた採択となるよう、市町村教育委員会への指導助言においては、採択地区の小規模化を推奨すること。

各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を確立すること。無記名投票は住民に疑念を生じさせるので、やめさせること。各教育委員会の傍聴会場の拡充など、好事例を交換し、透明性の確保、いっそう開かれた形で公正に催されるよう指導・助言すること。

2) 高校日本史の採択において、平成25年度に検定を通過した教科書であるにも関わらず、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、「県教育委員会の考え方や取り組みと相容れない」との理由から、再考が依頼される事態が起きた。

まさに、県教育委員会による特定教科書の排除に他ならず、二重検定ではないかと世間の耳目を集めることとなった。過去の経緯の説明を含め、教育への政治的介入に当たる行為を今後再び行わないこと。県教委の介入をやめて学校現場の判断を尊重すること。

### (11) 外国人学校への支援について

1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。

2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、経常費補助を復活させること。

3) 県内の外国人学校の子どもたちが国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができることを目的として創設された学費補助制度の趣旨と私学教育の主体性を尊重し、朝鮮学校の学費補助を復活させること。

教育内容に介入した条件を設け、子どもたちに拉致問題の解決の責任を押しつけるがごとき対応は、差別の助長に他ならない。神奈川弁護士会の警告、かながわ人権政策推進懇話会での指摘を真摯に受け止めること。

4) 朝鮮学園だけ学費補助申請方法が違うことについて、県議会からの要望を理由に継続としているが、情勢の変化もあり県下の自治体では差別禁止条例も策定されている。申請方法の違いが不平等であり差別に当たらないか、不断に検証し改善すること。

5) また、外国人学校に関しては経常費補助を廃止したため、施設整備・耐震診断・耐震補強に困難をきたしている例がある。児童生徒の命を守る観点から補助制度を創設すること。

#### (12) 新たな夜間中学の開設について

1) 県内3校目の夜間中学の設置にあたり、入学対象は全県にわたるので、広域自治体としてイニシアチブをとり、就学支援の対象にすることや給食提供などの実現に向けて取り財政支援も含め取り組むこと。

また、協定を結んだ自治体の居住者しか入学できない制度では、費用負担ができない自治体を排除することになるので、制度を見直すこと。公立の夜間中学を、県内にバランスよく配置すること。

2) 夜間中学はさまざまな年齢、外国につながる方、不登校の方などが学んでおり、特段の配慮が必要である。定数法に準じた配置で現場の課題に対応できているか不断に検証する仕組みをつくり、必要に応じて県独自の教員の加配を行い、県として豊かな学び、学習の保障を行うこと。

#### (13) 卒業式・入学式について

1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。内心の自由の尊重に配慮すること。(学習指導要領にも「国歌斉唱」時の起立を強制する根拠は存在しない)

#### (14) 自衛隊の体験学習について

1) 職場体験の必要性として、文科省ホームページには「生徒が直接働く人と接することにより、また、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることが求められています」と記されている。

県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊には災害救助に尽力する側面だけではなく違憲性の議論もあり、戦闘行為を担うという特殊な位置づけを持つ組織でもあり、「生きることの尊さ」と相反する恐れもある。

職場体験の内容が、子どもたちの体験学習として扱うには相応しくないので、やめさせること。自衛隊は事業所ではない。

#### (15) フリースクール等への補助について

1) 本県は、ここ10年間、不登校児童生徒の数は1万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子たちがいる。「子どもの居場所づくり推進委託事業」は重要だが、誰一人取り残さないSDGsの精神に即し、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、家賃や職員の賃金など、運営費の補助制度を創設すること。

## 《 3 》. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

### [ 1 ]. 安心できる医療提供体制の確立に向けて

神奈川県の人口 10 万人対比の病院数、病床数、医師数、看護師数などの医療指標は全国最低水準にあり、県の医療提供体制の脆弱さを示している。当県議団の算出によれば、全国平均に対して病院 267 施設、病床 37,481 床、医師 3,149 人、常勤看護師 21,301 人が不足している。なお、保健師も全国平均に実数 1,653 人（常勤換算）の不足である。

2020 年 12 月 1 日以来の新型コロナウイルス感染症による療養者数（宿泊療養者数と自宅療養者数との合計数を指す）が最大となるのは 2021 年 8 月 27 日で、16,741 人（宿泊療養者 681 人、自宅療養者 16,060 人）であった。

ウイルスの感染力が失われるとされる 2 週間の療養期間を考慮しても、県に全国平均並みの医療提供体制があれば、数字的には軽症者を含めて全員が入院でき、通常医療を阻害することなく「医療のひっ迫」は防げたと言える。県民のいのちと健康を守るには、医療提供体制の拡充は急務である。

医療指標（単位）	神奈川県			全国平均の人口10万人対比の指数	全国と県の指数差（全国-県）	全国平均に足りない数	全国平均到達時
	実数	人口10万人対比の指数	全国順位				
病院数（施設）	336	3.7	47位	6.6	▲ 2.9	267	603
病床数（床）	74,020	804.7	47位	1,212.1	▲ 407.4	37,481	111,501
医師数（人） ※医療施設従事者	19,492	212.4	39位	246.7	▲ 34.3	3,149	22,641
看護師数（人） ※常勤換算数	60,298	657.1	45位	889.1	▲ 232.0	21,301	81,599
保健師数（人） ※常勤換算数	1,917	20.9	47位	38.9	▲ 18.0	1,653	3,570

【出典】厚生労働省・令和元年医療施設調査（2019年10月1日）の第1表・第4表、平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況の統計表14・統計表15、及び平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況より共産党県議団作成 ※（人口10万人対比の指数より推計）

※看護師の「全国平均に足りない数」は神奈川県の「常勤換算数（60,298人）」に、上記の出典の資料から算出可能な「看護師常勤換算数の人口10万人対比の指数（657.1人）」を使って求めたもの

### （1）病院の新設・増設について

1）県の医療提供体制が脆弱な要因として、また、医療従事者をなかなか確保できない根本的要因として、そもそも神奈川県は全国よりも病院数が少なすぎる事が考えられる。

端的に言って、「医療機関を増やさなければ医師も看護師も増やせない」と考えるが、県の認識を示していただくこと。

2）県の第7次保健医療計画において、一般小児医療を担う病院について「小児 10 万人対比で 9.3 施設（2014 年）から全国平均である 16.1 施設以上（2023 年）に増やす」としている部分を除き、病院の新設や増設に向けた具体的な計画がない。

保健医療計画に、各医療を担う病院の新設や増設を盛り込み、全国平均水準並みに病院数を確保すること。

3）県の医療機関向け補助金に医療提供体制施設整備交付金があり、休日夜間急患センター（医科）や地域災害拠点病院の新築・増改築への補助があるが、一般の病院の新築・増改築は対象としていない。

全国平均並みの病院数の確保に向け、国にも働きかけ、病院の新築・増改築に資する補助

制度を創設すること。また、医療人材確保の財源として、国の補助水準や地域医療介護総合確保基金等の引き上げを国に求めること。加えて、県としても次年度の予算配分をもっと医療提供体制の拡充に振り向けること。

## (2) 病床の整備について

1) 基準病床数の見直しが行われ、横浜圏域 1,124 床、県央圏域 128 床の不足だが、神奈川県はそもそも病床が少なく、特に一般・療養・精神・感染症・結核病床が全国平均より低い。

2016 年の一般病床の平均在院日数は、全国 1 位の高知県 (21.3 日) と比べ、神奈川県は 13.8 日 (全国 47 位) と 7.5 日も短く、病床不足を回転率で補っているかのように見える。

あらゆる対策を講じ、すべての二次保健医療圏で全国平均並みの病床数を確保すること。

2) 地域医療構想会議での議論に関わって、現状の追認ではなく、前述の状況からも県として病床の増床に向けたイニシアチブを発揮していただくこと。

3) 神奈川では今後高齢化が進行するが (2025 年 27.2%、2040 年 35%)、高齢単身世帯や 2 人世帯が多く、特別養護老人ホームの入所も困難で、在宅医療提供体制も不十分である。

国は介護医療院対象の長期療養型生活移行加算の新設と抱き合わせで、介護療養型医療施設には移行計画未提出減算 (10%/日減算) を新設し、診療報酬上も介護療養病床の介護医療院への強制移行を進めている。

高齢者を取り巻く状況にも鑑み、神奈川では医療型も介護型も、療養病床の削減は行わないこと。

4) 高度急性期及び急性期病床の再編・統合はせず、救急医療、小児・周産期医療など、病床や分娩施設の拡充を図ること。また、病床転換を希望せざるを得ない事由も想定されることから、既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。

5) 県の感染症病床の基準病床数 (74 床) について、人口比で過少であり、横浜に集中している。今回の感染拡大にも鑑み、厚労省の理解も得て、基準病床数の引き上げを図ること。また、自宅・施設療養者の容態急変時の即応体制の確立に向け、県内各地に整備すること。

## (3) 救急医療体制の整備について

県の第 7 次保健医療計画において、二次救急の病院群輪番制に参加する医療機関の減少や救急医療に支障が生じる原因として、軽症患者の流入を指摘している。しかし、病状に対する専門的知識を持たない一般市民が、救急車の利用や救急医療機関の受診など、万一の事態を想定した対応を取ったとしても責められるものではない。

救急医療機関への軽症患者の流入対策と併せて、救急医療機関の新設・増設や救急業務の拡充を図ってこそ、問題の根本的な解決につながると考える。

1) 救急医療を担う医療機関の整備状況と医師・看護師の確保状況、急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床・慢性期病床について、今年度の整備状況と今後の整備計画について示すこと。

2) 救急医療では、短時間で患者を医療につなぐことが求められる。総務省 (「令和 2 年版 救急・救助の現況」令和 2 年 12 月 25 日) によれば、2019 年時点での救急自動車による出動件数は全国で 664.0 万件、搬送人員 597.8 万人に達し、現場到着時間は 8.7 分、病院収容時間は 39.5 分となっている。

神奈川県では2018年時点で平均の現場到着時間は8.4分で、最長時間は横浜市で182分を要した事例があり、平均の病院収容時間は39.4分で、最長時間は箱根町での485分を要した事例があった。神奈川県の搬送時間は概ね全国平均と言えるが、さらなる時間短縮を図ること。また、そのために必要と思われる「解決すべき課題」を示していただくこと。

3) 救急医療は消防行政とも密接な関係にある。救急安心センター事業（#7119）に関する令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の報告書において、都道府県の役割が「実施主体」として位置づけられたことを、救急業務全般としても考慮すべきである。

神奈川県は、人口対比で他の都道府県よりも救急車の台数が少ない。2021年度から都道府県又は市町村における事業実施の財政負担に対する新たな特別交付税措置が講じられたことにも鑑み、市町村とも連携して救急車の台数確保や救急業務の体制強化に努めること。

#### （4）医師の確保と労働環境の改善について

1) 前年度の計画的医師確保の要望に対し、「医師数が全国平均より少ない二次保健医療圏では、令和7年度までに、人口10万人当たりの医師数を212人にする」と、期日と目標を設定したことは評価する。目標値の「212人」とは、県平均の人口10万人対比の指数である。

この目標に関し、全国平均以下の8医療圏のうち、横浜、川崎南部、相模原、横須賀・三浦は県平均を上回っている。したがって、この4医療圏では「212人にする」とは「医師を削減する」ことになり矛盾する。

「全国平均より」を「県平均より」と読み替えた場合は、県平均以下の4医療圏の実増は合計1,021人にしかならず（川崎北部61人、湘南東部199人、県央626人、県西135人）、冒頭に指摘した県の実態に照らして目標値が過少である。

したがって、「全国平均より少ない二次保健医療圏」との文言からも、目標値は「212人」ではなく「247人（全国平均）」の誤りと推測するが、あらためて目標を説明すること。

2) 仮に目標値が「247人」であった場合、県全体での実増は3,151人（横浜804人、川崎北部356人、川崎南部34人、相模原196人、横須賀・三浦144人、湘南東部447人、県央918人、県西252人）となり、全国平均に到達するが、達成には令和7年度までの毎年の整備目標の策定が必要と考える。年度目標を定め、計画的な医師確保に努めること。

3) 医学部の入学定員について、令和5年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。

4) 県内出身の医学生にとどまらず、首都圏や隣接県の医学生も対象とした補助制度や県内の臨床研修医に向けた支援策を創設し、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、抜本的な医師確保策を策定すること。

5) 県内のみならず他県の大学や医療機関、医師会等とも連携し、医師不足の医療機関や診療所、診療科等に医師を派遣する仕組みをつくること。

6) 診療報酬に関し、県の指導が「在宅医療の推進と矛盾する」との医師の指摘があったと聞いた。在宅医療を担う医師の診療報酬を保障し、在宅医療の充実に努めること。また、国に患者負担を招かない財政支援策を求め、在宅医療を担う医師の増員や体制の拡充を図ること。

7) 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策の一環として、勤務環境の改善には労働実態

の把握が欠かせない。昨年度の回答で、「国の調査とあわせて県からも別途実態調査を行うことを検討」するとしたことを評価する。実態調査の実施状況を示すこと。また、調査に基づいて、有効な改善策を講じること。

8) 2024年度から始まる勤務医の時間外労働の上限規制について、一般医師は年間960時間、一部の医師は年間1,860時間とされるが、県は「勤務医を含む医師の労働時間についても、一般則と同等の水準を達成することを目指すもの」との認識を示した。

そうであれば、月80時間(年間960時間)の残業は過労死ラインであり、こうした上限を設定しないよう国に求めること。また、医師には医療法に基づく応召義務があることを理由に、上限規制は2023年度まで猶予されるが、すでに勤務医は過酷な労働を強いられており、猶予撤回を国に求めること。

9) 厚労省の第9回医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和2年9月30日)の資料によれば、病院常勤医のうち外科、脳神経外科、救急科の医師はこの順で平均週60時間以上の勤務時間となっており、100時間超の上位3診療科は、外科、救急科、脳神経外科の順となっている。特に救急医療を担う医師の過酷な労働実態が報告されており、人材の確保・養成はもとより、県として救急医療を担う医師の労働時間の短縮に努めること。

#### (5) 看護師の確保と労働環境の改善について

1) 県の看護師不足に関し、昨年度の回答で県は「喫緊に改善すべき課題」、「年度目標の設定は必要」との認識を示し、年度目標の設定に向けた検討を表明した点は評価できる。

第7次保健医療計画には「今後も安定的に看護職員を確保できる見込み」とあるが、具体的な根拠と年度目標がない。看護師の増員に向けた年度目標を示すとともに、第7次保健医療計画に位置づけること。

2) 昨年度の回答で「職場の現状や離職理由の分析、必要に応じた実態調査の実施」を掲げたことは評価するが、看護師の職場環境の改善には早急な勤務実態調査が求められる。

「必要に応じた実態調査」とは何を改善するための調査なのか、調査目的、調査項目、調査時期、調査対象などを簡潔に示すこと。また、夜勤や時間外労働の調査も含めて実施し、看護師の労働条件の改善を図ること。

3) 第7次保健医療計画によれば、近年の看護師の離職率が全国平均を上回る14%前後とあり、離職防止対策として「院内保育など」との例示があるが、労働条件や賃金水準に関する施策がない。この点も踏まえ、離職防止対策を講じること。

4) 看護師の配置基準について、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たす配置基準とすること。また、県内すべての医療機関で看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内(当面8日以内)」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないこと。

5) 「働き方改革を踏まえた効果的な確保策」として、回答では「看護補助者の確保・活用」等の例示があるが、県が想定する看護補助者の業務内容と、いつまでに何人程度確保するのかを示すこと。

6) 准看護師を対象とした2年課程通信制養成所の設置について、県は「考えていない」との

回答に終始してきたが、民間の2年課程の通信制看護師養成校が本年4月に横浜に開設されたことを見ても、ニーズがある証である。

県が率先して公立の2年課程通信制養成所を設置することは、県内准看護師の方にとって地理的にも経済的にも利便性に資すると考えるが、県の認識を示すこと。また、県の回答にあった「新しい進学支援制度の創設」に関し、制度内容を示すこと。加えて、予算を増額し、修学資金の貸付枠を1学年の半数程度まで拡大すること。

7) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、相談窓口を掲示する程度に留まっている事業所があると聞く。研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、必要な指導・対策を行うこと。

#### (6) 在宅医療提供体制の拡充に向けて

1) 在宅医療の推進には、推進に向けた施策の実施や在宅療養支援病院・診療所の整備、訪問医師・訪問看護師・理学療法士・歯科医師等の人材確保などが必要である。在宅支援体制について実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。

2) 診療報酬改定では、在宅医療に関して引き上げられた部分があるが、昨年度の改定では同一建物居住者に関する見直しが行われ、同日の3人以上の訪問看護や週4日以上訪問看護は減算となった。

在宅(居宅)で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、国に必要な財政支援を求めること。

3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増加等に向けて、引き続き制度づくりと体制整備を進めること。

#### (7) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について

1) 精神科救急医療に関し、精神障がい者を夜間や休日に受け入れる基幹病院や協力病院を増やすなど、引き続き早急に医療提供体制の拡充を図ること。

救急医療体制、基幹病院、協力病院の一覧等について、当事者及び家族が誰でも入手できる方法で情報を提供すること。

2) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診察、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。

3) 県の制度として、自立支援医療(精神通院)等の更新時の医師の診断書費用を助成する制度をつくること。

4) 県立総合療育相談センターの常勤小児科医を、早急に確保すること。

5) 血友病患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き小児期治療から成人期治療の連携や多診療間の連携体制を強化すること。

昨年4月開設のかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、また、こども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うことを含め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行

期医療の拡充を図ること。

#### (8) 災害時の透析患者への対応について

1) 緊急災害発生時の透析患者の移動手段、通院手段について、前年度の回答では、緊急交通路を通行するためには規制除外車両としての申請手続が必要となるが、「特に緊急を要すると認められる場合には、現場の警察官の判断により申請手続を省略し、確認標章の交付を受けて通行することができる」との回答を得た。人工透析施設などを通じて、人工透析患者にこの点を周知すること。

#### (9) 診療報酬について

1) 7対1入院基本料の算定要件の過度な厳格化を撤回するよう、国に求めること。

2) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。

3) 地域別診療報酬導入の狙いは、医療費抑制（医療費適正化）にある。また、居住地による受療権の格差や隣接都道府県間等での混乱が生じると医療関係者から指摘されていることから、県は全国一律の診療報酬を踏襲する立場に立つこと。

4) 精神科特例による患者への差別的対応が、人権侵害として告発されている。隔離・収容中心の日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の問題が指摘されている。（日本医労連の「精神科医療のあり方への提言」参照）

精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善するよう国に働きかけること。

5) 神奈川県では今後高齢化が進行するが、高齢社会に対応した医療提供体制の充実に取り組むとともに、特別養護老人ホーム等の施設入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を国に求めること。

## [2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

### (1) 保険診療について

1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は医療保険制度の崩壊にもつながりかねないことから、保険者、医療機関、患者の多様な意見があるとしても、混合診療の拡大を行わないよう国に求めること。また、社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

### (2) 国民健康保険について

1) 1984年時点で、療養給付費等負担金と財政調整交付金の保険給付費等に対する負担割合は、全国ベースで保険給付費の約60%（医療費の約45%）であった。

国保制度改革後も、国保の構造上の問題が解決されとは言えないことから、国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げするため、国庫負担を1984年当時の水準（少なくとも1兆円規模の増額）とするよう、必要な財政措置を国に求めること。

2) 今回のコロナ禍で、受診抑制が起きたと聞く。受診抑制は被保険者の健康といのちを守

る立場から重大な問題だが、国保会計上は保険給付費の抑制につながるものと想定される。

国保の保険料負担率は高いことから、あらゆる努力で保険料の引き下げを図ること。また、剰余金が発生した場合は、次年度保険料の引き下げに活用すること。

3) 保険者努力支援制度の決算補填等を目的とした法定外繰入に関する加算減算双方向での評価について、保険料の引き上げを誘発することから、強く国に中止を求めること。

4) 国保の子どもの均等割について、来年4月から未就学児の5割軽減が実施されるが、18歳以下の子どもに対する均等割をなくすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

5) 市町村一般会計法定外繰入のうち国が決算補填目的等に分類する部分の扱いについて、国のガイドラインはあくまでも技術的助言であることから、市町村の判断を認めること。

そもそも保険者努力支援制度等の財政措置で誘導し、市町村の政策的判断を認めない国の姿勢は地方自治の否定につながるものであり、県は追随すべきでない。段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。

6) 厚労省保険局長通知「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について」(保発 0508 第8号/令和2年5月8日)の中で財政安定化基金の運用ルールの基本的考え方が示され、県の国保運営方針においても、市町村への交付基準、交付割合、交付時の補填ルールを中心に記載がある。

しかし、この基金は「平成30年度以降、保険料の収納が不足する市町村に対する貸付・交付や、県の国民健康保険に関する特別会計において見込みを上回る給付増により財源不足が生じた場合の特別会計への繰入れ等に活用」するとしているように、国保財政の安定化を図るために設置されたものである。

予算編成時には見込めない自治体や国保被保険者の責によらない事情による給付費の増大は国保財政を圧迫する要因となることから、財政安定化基金において、こうした場合も都道府県への交付対象とするよう、国に働きかけること。

7) 収納率の向上に関し、収納対策として、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう、市町村への助言・指導を強めること。また、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、全市町村に助言・指導すること。

8) 「市町村事務処理標準の設定」に関し、県国保の被保険者総数の約4割を占める横浜市は被保険者証の有効期限を2年としている。市町村によって有効期限に差異が生じており、同一国保にも関わらず、資格に関して被保険者が異なる扱いを受けることは問題である。

また、短期被保険者証の交付を取り止めた横浜市以外に、去年は平塚市が、今年是小田原市が交付を取りやめた。資格証明書も12市町村(横浜・鎌倉・平塚・小田原・南足柄・大磯・中井・山北・開成・真鶴・愛川・清川)が交付しておらず、不交付が拡大している。

事務処理の標準化を図る観点から、国保運営方針に被保険者証の有効期限を2年と明記し、また、受領権を侵害する資格証明書は交付しないよう、県内市町村に指導・助言すること。

9) 多くの市町村の保険料(税)独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としている。低所得世帯は著しい変動はないことから、“使えない”減免制度となっている。

保険料減免制度の水準は、保険料水準と同様に被保険者のいのちと暮らしに関わる問題で

ある。国保運営方針に生活保護基準の 130%以下の世帯を対象とする生活困窮減免制度を例示的に記載し、この水準以下の市町村の減免制度の拡充を図ること。

また、保険料（税）の減免規定に関し、生活実態にあった運用とするよう市町村を指導・助言すること。国保都道府県単位化で運営主体となった県は、率先して被保険者保護の役割を果たすべきである。

10) 国保法第 58 条第 2 項があるにも関わらず、国保組合にはある傷病手当の制度が、市町村国保では行われてこなかった。傷病手当金を市町村国保の通常の制度とするよう、国に求めること。また、今後コロナ禍が収束したとしても恒常的制度として傷病手当金の支給を継続するよう、県は県内市町村に助言・指導すること。

11) 神奈川の市町村国保の特定健診の受診率は、全国 46 位で最低クラスである。特定健診の受診率向上に向け、市町村とも連携して健診受診料の無料化に取り組むこと。

12) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を、維持すること。併せて、補助単価を実際の健診費用に見合うよう改めること。

また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

13) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助制度を創設すること。

14) 国保組合でも子どもの均等割の減額に準じた措置が取れるよう、国に財政支援を求めること。

### (3) 後期高齢者医療制度について

1) 国に対し窓口負担の原則 2 割負担化を行わないよう強く求め、廃止・縮小された保険料特例軽減措置の復活を求めること。

2) 県後期高齢者医療における保険料負担率は、制度開始当初（2008 年度）の 10%から今期（2020～21 年度）は 11.41%へと増大した。上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。

3) 県後期高齢者医療制度の被保険者の約 9 割が、所得 200 万円未満である。今期の保険料率は、所得割は 0.49 ポイント引き上げて 8.74%、均等割は 2,200 円引き上げて 43,800 円とされた。この制度の財政運営は 2 年で、現期中中だが、次年度に向けてあらゆる財源を活用して保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。

4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。全国平均よりも低い健康診査受診率の向上や、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう、県広域連合に助言すること。

5) 保険料の年金天引きが行われているため、短期証が交付される保険料滞納者はもっぱら

納付書で納付している低所得者と想定される。制度開始当初、県広域連合は有効期限4年4カ月の被保険者証を交付し、短期証交付要綱は「できる規定」であることから短期証は交付せず、後期高齢者の受療権を保障する全国的にも高く評価される運営を行っていた。

短期証は滞納者へのペナルティーとして使われていることが懸念されるため、受療権を保障する観点から短期証の交付は中止するよう、県広域連合に強く助言すること。

6) 保険料減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。前述の所得状況からも生活保護基準130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、引き続き県広域連合に強く助言すること。

7) 口腔ケアの重要性を鑑み、後期高齢者医療広域連合における歯科健診に関し、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

なお、この歯科健診は国庫補助事業であり、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものである。

### [3]. 医療費助成制度の拡充に向けて

#### (1) 県の3つの医療費助成制度全般について

1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。

県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無く、早急に制度の改善を図ること。

2) 対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。

市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、3つの医療費助成制度の市町村への補助率を全市町村とも2分の1とすること。

#### (2) 小児医療費助成制度について

1) 中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。

2) 通院の医療費助成において、高校卒業までの大井町を含め、県内では伊勢原市、大磯町を加えた31自治体(2020年10月1日現在)が中学校卒業までを対象としている。県として助成対象を直ちに就学前から中学校卒業までに引き上げること。

3) 市町村の小児医療費助成制度において、一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされる。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

なお、県制度が通院助成を長期にわたり就学前までとしていることと、県がはじめに一部負担金を導入したことが大きな要因であり、「助言する立場にない」などと静観する態度は許されない。広域自治体として県内の子どもに責任を負う立場から「助言」すべきであり、制度施行当初の市町村への補助率を見ても、県には道義的、財政的責任があることを銘記すべきである。

### (3) 重度障害者医療費助成制度について

1) 重度障害者医療費助成制度の対象を通院・入院とも精神障がい者2級まで拡大し、精神障がい者1級の入院助成を早急に実施すること。そのため、各市町村にも働きかけること。

また、県は重度障害に相当するのは精神障がい者1級としているが、2級であっても医療の必要性は変わらないと当事者団体は指摘している。精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も含めて検討すること。

なお、精神障がい者の生活実態調査を実施するとしたことは評価できる。調査結果を精神障がい者への支援策拡充につなげること。

2) 市町村の障害者医療費助成制度の格差解消に向け、県の重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改名し、県内の市長会・町村会も求めている助成対象の拡大や市町村補助率の引き上げなど、県制度の拡充を図ること。

3) 療育手帳B判定の方の多くは、障害基礎年金2級の支給額と工賃の合算で月収は10万円を下回ると指摘されており、膀胱直腸障害3級・4級の方を助成対象にするよう、切実な要望も寄せられている。必要であれば前述の措置や市町村協議を進め、これらの方々を助成対象に加えること。

### (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

1) 高齢者医療費助成制度を復活し、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割とするよう国に求めること。また、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。

### (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。

2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。県として酸素飽和度を測定するサチュレーションモニターやバッテリーなどの購入費を助成すること。

## [4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

### (1) 介護給付費抑制策からの転換

1) 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、要介護1・2の家事援助についても本人の希望を前提として地域支援事業に置き換えられる仕組みの導入、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

### (2) 1号被保険者の介護保険料について

1) 全国の65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第7期は5,869円へと2倍になった。2021年度から2024年度までの第8期における65歳以上の全国平均介護保険料基準額はさらに増額され6,014円になり、第7期からの伸び率

は2.5%になった。

神奈川県内自治体の平均保険料基準額は第7期 5,737 円から第8期は 6,028 円へ 5.1%の増額となった。これは国よりも高い伸び率である。65 歳以上の方で災害・所得減少などにより介護保険料の納付が困難な場合には、減免制度があること、また、新型コロナウイルス感染症による減免制度の周知を徹底し、申請者にしっかり支援すること。

次期の保険料の抑制を図るため、国 25%としている公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。

2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各 12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して、県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。また、介護利用料についても低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。

3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、あらためて市町村に周知すること。

### (3) 低所得者への利用料負担助成について

1) 県として、低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では、生活保護以外の単身世帯で年間収入 150 万円以下かつ資産 350 万円以下の場合、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型介護などの利用料の 40%を減額している。先進自治体を学び、県として独自制度をつくること。

2) 現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入が 80 万円以上の施設利用者には「補足給付」が適用され、所得区分「第3段階」として食費負担額は月 2 万円に抑えられている。政府は 2021 年 8 月から所得区分の「第3段階」を二つに区分し、年金収入 120 万円超え（第3段階②）に該当する入所者の食費負担を月 2.2 万円引き上げて 4.2 万円にするとしているが、年間の負担増は 26 万 4 千円にもものぼる。負担増となるのは、年金収入が月 10 万円から 12 万円程度の人たちである。

これらの人たちは、食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として、毎月約 6 万円は負担している。介護保険以外の実費などは月約 2 万円かかり、その上に食費 2.2 万円の増額は支出超過になりかねない。

補足給付の廃止による利用料の大幅な負担増への軽減を行うこと。この利用料の軽減制度を周知し、申請者に負担軽減を図ること。

3) 補足給付の廃止によって負担増となる該当者の人数を明らかにすること。また、補足給付の削減による高齢者への影響を調査すること。

4) 市町村が、特に生計が困難と認める者への社会福祉法人などによる負担軽減措置に対する補助を増額するよう、県として対策を講じること。

5) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加が実務的負担（預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など）や利用者負担を招いている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。

### (4) 介護報酬に関して

1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要であり、国に介護報酬の10%以上の引き上げを求めること。

2) 同時に、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げや利用者の負担増を招く。介護職員の処遇改善を図るための財源は、利用者への負担増で行うべきではない。国策として介護職員の処遇改善は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

#### (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、認知症や障がい者、介護者がいない又は介護者が高齢または病弱であるなどにより支援が期待できないなど、やむを得ない事由がある要介護1・2の方は特例的に入居が認められている。

直近の特例入所件数を明らかにすること。また、関係機関や事業所にこの趣旨を周知し、はじめから該当しないと受付を拒否されないようにすること。

加えて、介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補給給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。退所を迫ることはしないこと。

2) 県内の特養待機者数は13,383人(2021年4月1日現在)と聞く。第8期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,400床を整備し、2023年度に約42,150床とすることを目標にする計画だが、各市町村の実態を把握し、申請後1年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。

3) 災害時や緊急時の対応も想定し、医療施設と連携している介護老人保健施設や介護医療院において人工透析患者も入所できるよう、県が財政支援を行なって透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

#### (6) 自治体の新総合事業について

1) 新総合事業のサービス類型は、市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の、介護予防給付に相当するサービスを受けている状況を把握すること。希望する人には継続して受けられるようにすること。従来のサービスの質を下げないで継続すること。要支援者として総合事業を利用し、その後要介護に変わった人に、従来の継続したサービスの受給権を保証すること。

2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。

3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

#### (7) 介護職の確保と処遇改善について

1) 介護職のスキルと専門性、高齢者や障害者の尊厳と人権を守る職務の重要性を正當に評価するよう、社会的な位置づけを明確にすること。

2) 2019 年度介護労働実態調査結果によると、介護事業所の 65%が従事者の不足感を感じ、中でも訪問介護員の不足感は 81%、介護職員は 69.7%となっている。不足している理由として採用が困難であると 92.5%が答え、採用が困難な原因は「他産業に比べて労働条件などがよくない」と 59.3%が回答している。

介護サービス運営する上での問題点について、上位は、「良質な人材の確保が難しい」が 55.9%、「今の介護報酬では人材確保、定着のために十分な賃金を払えない」が 46.8%、「経営が苦しく労働条件や労働環境の改善をしたくてもできない」が 30.6%となっている。

これまでの介護報酬の連続マイナス改定が介護事業所を経営難に追いやり、介護事業者の処遇改善の足を引っ張っていることを考えれば、2021 年度の介護報酬 0.7%のアップでは処遇改善には到底結びつかないと考える。国の負担による介護報酬の抜本的な引き上げと、職員配置基準の引き上げを国に求めること。

3) 訪問ヘルパーの処遇移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。

4) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の 3つが挙げられている。

利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として、賃金を引き上げるよう国に求めること。

5) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。利用者の希望を踏まえながらケアプランを作成するケアマネージャーも、資格試験の受験者や合格者が激減している。

受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及することは重要な取り組みの一つと考えられる。

## (8) その他介護保険制度全般に関して

1) 国は療養病床の介護医療院への転換を推進している。しかし、医療療養病床から転換した場合は施設基準が下がり、2018 年度介護報酬改定で設定された介護医療院の報酬が次期改定でも保障されるとは限らず、施設基準の経過措置も継続されるとは限らない。

また、国の介護給付費抑制策の下では特養同様に入所制限が設けられることも想定される。しかも、現在介護職不足であり、国が謳うサービスが十分に給付される保障はない。療養病床の介護医療院への拙速な転換は控えること。

2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が行われようとしているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。

3) 介護利用料の 3 割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。また、利用料の原則 2 割負担化には反対すること。

4) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られるが、こうした滞納者が増えている。要介護認定自体が介護サービスの必要性を証明しており、身体や日常生活の維

持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となる。年金給付の引き下げなど、そもそも「収入の公平」を保障せずに「負担の公平」だけを問題にすること自体が論外である。

介護サービスが受けられないことで重度化することがあってはならない。親身になって生活支援を行うとともに、介護保険料の減免制度や利用料の軽減を受けられるよう支援すること。

5) 財務省の財政制度等審議会の建議(2019年6月19日)は、介護利用料の原則2割負担化、ケアマネジメントにおける利用者負担の導入(ケアプランの有料化)、要介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業(自治体事業)への移行などが、たとえ見送られたとしても検討されている状況に変わりはない。

第8期からの介護調整交付金のインセンティブとしての活用などに言及している。これらはどれも負担増や介護認定と介護給付の抑制、徴収強化などに結びつくものであり、介護保険制度の大改悪であることから、こうした制度改定は行わないよう国に強く求めること。

6) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

7) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、市町村への指導を強めること。

8) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。訪問介護における利用者・家族からのハラスメントを防止するため、ハラスメントが起きた場合の対応をヘルパー等の研修項目に加えること。

事業所の管理者をはじめ職員の研修を実施し、ハラスメントを許さないという認識及び対策を共有するなど実効性のある対策を講じること。コロナウイルス感染症の関係で大勢での研修が無理ならば、オンライン研修など、工夫して実施すること。

## [5]. 高齢者福祉の充実に向けて

1) 老人福祉法に基づく措置制度は残されている。虐待被害や社会的孤立など、複合的な困難を抱える、いわゆる「処遇困難」の高齢者を救済する責任は引き続き自治体が負っていくこと。

2) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう市町村に指導・助言すること。

3) 県は事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいるとのことだが、未締結の市町村があれば執拗村と連携して締結に向けて取り組むこと。

4) 市町村とも連携して、緊急時の対応や関係機関等の連絡先など、高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるもの作成すること。

5) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求

められる機器等の設置について、市町村を支援し助成措置を講じること。

## **[6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて**

### **(1) 県として以下のことを実施すること**

1) 高齢者の生活実態の把握は、県の施策を講ずる上で欠かすことができない。昨年の回答には、国の社会保障制度との認識の下、県の態度は一切示されていないが、県としての高齢者の生活実態に対する見解を示すこと。

**(2) 以下の事項は、県民である高齢者にとって切実な要求である。県民の暮らしを守るという点から、神奈川県として国や関係機関に求めること**

1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく、無年金者に対する救済措置を講じること。

2) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。

3) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。

4) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

## **[7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて**

生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。生活保護基準の引き下げは憲法が保障した人権を奪い取ることに他ならない。

### **(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について**

1) 制度見直しなどとは区別し、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、県として明確に国に要望すること。

2) 老齢加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すよう、国に要望すること。

3) 受診の度ごとに福祉事務所に医療券の発行を求めなくても済むよう、医療証制度を国に要望すること。

4) 2018年4月以降に保護を開始された人の場合は、一定の条件を満たす場合にエアコンなどの入費と設置費用が認められたが、同年3月以前に保護が開始された人には適用されない。同年3月以前に保護が開始された人への適用及びエアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。

### **(2) 生活保護制度の改善・充実について**

1) 生活保護申請時において扶養親族照会は義務化されてはいないことに留意し、本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を尊重すること。また、この点の周知を徹底すること。

2) 熱中症対策は命にも関わるものであり、国がすべての必要な世帯へのエアコン購入を認めるまでの間、当該世帯へのエアコン購入への援助を県独自でも行うこと。

3) ケースワーカーの対応が不十分で、支援が行き届いていない例がある。「生活保護制度は憲法 25 条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利である」という立場から、ケースワーカーの法的知識の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援を図るための研修を重視すること。また、一人当たりの担当世帯数が過重とならないよう、ケースワーカーを増員すること。

4) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。

5) 無料低額宿泊所について、適切な監査を実施し、消防法・建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行うこと。

入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行い、入居者の生活が守られるようにすること。また、利用者の転居希望の有無、と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。

### (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないように、財源確保を含め各自治体への働きかけや援助を強めること。

2) 「就労準備支援事業」「認定就労訓練事業」「自立相談支援事業」などについては、法の趣旨を踏まえ、本人の意思や状況を十分尊重すること。

3) 子どもへの学習支援を強化するため、各自治体への働きかけや援助を強めること。また子どもへの学習支援は、個別のケースによって時間・場所・実施方法に工夫が必要であることから、経験の交流や研究などにおいても県が役割を果たすこと。

4) 自立支援事業を実施した場合でも、自立困難なケースについては、生活保護制度から排除されることが無いよう運用に留意するよう求めること。

## [8]. 障がい者福祉の充実に向けて

### (1) 障がい者の差別解消に向けて

1) 「ともに生きる社会かながわ憲章」は理念を示した条例なので、障がい者への不利益な取り扱いの禁止、合理的配慮の明確化と例示、地域相談員などの設置、差別を受けた障がい者の救済など、京都府で制定されたような総合的で具体的な対応を示した障がい者差別解消条例を制定すること。また、条例制定にあたっては、広く障がい者団体から意見を聴取すること。

2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。

ホームページだけでなく、障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、すべての事業所に知らせるとともに、広報やポスター等を掲示し直接県民にわかりやすく周知すること。

3) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対する理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場で、短期間でなく一定の期間支援を行うなどの体験実習を行うこと。

4) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。

また、県としてもバス会社に対する補助制度を創設するなど、積極的に取り組むこと。

## (2) 障がい者への経済的支援の強化について

1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。

2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、一般の賃貸住宅に住んでいる方への家賃補助制度を創設すること。

3) 「グループホーム等利用者地域支援事業」は市町村によって実施していないところがあるので、県として実施するよう促進すること。また、県として補助制度の拡充を図ること。

4) 高齢障がい者を介護している家庭や一人暮らしの障がい者に向けた支援を、充実させること。障がい者総合支援法の自立生活援助が、見守り事業の拡充だけでは不十分であり、地域生活を支援する制度を充実させること。

5) 市町村が実施している福祉タクシー制度は、市町村にばらつきがあるので、県として補助制度をつくり財政的支援を図ること。また、県内共通利用について、県の支援を強めること。

## (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。

県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じるとともに、相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるように、報酬を引き上げるよう国に求めること。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。

2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。

3) 移動支援サービスについては各市町村の規則などで利用制限が付けられているが、このような制限は障がい者の社会参加を狭めることになるので、この制限をなくすために標準規則を変えるよう国に求めること。

4) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、児童発達管理責任者の養成に力を入れるとともに、事業所への報酬を引き上げ、質の向上を図りながらも事業が存続できるように支援を強化すること。

5) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。往療（出張）するためのガイド、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置する制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。

6) 重度障害者等就労支援特別事業が新設されたが、地域生活支援事業のため、市町村によってその対応にばらつきがある。市町村に対して実施をするよう働きかけるとともに、県として財政的な支援を図ること。

7) 日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人当たりの算定額の増額や生活保護受給者1人当たりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

#### (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。

2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。

在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。

原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村まかせにせず、県独自の支援策を講じること。

3) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。

肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

#### (5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援を市町村まかせにせず、すべての市町村が支援事業を実施できるように県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。

2) 2022年度から県の新しい「神奈川県障がい福祉計画」が始まる。県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、「神奈川県障がい福祉計画」の整備目標を達成するために、市町村への情報提供だけでなく、県として財政支援を含め積極的に支援すること。

3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助について、県独自の補助基準を引き上げること。また、県の補助は市町村との協調補助なので、市町村に対して県と同じ補助基準をつくるよう働きかけること。

4) 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書の内容は、施設職員に高度な専門性とチームでの支援の重要性が示されている。この内容を達成するためには、人材確保と育成、職員体制の拡充を図る必要がある。施設職員の体制強化に向けて取り組むこと。

5) 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会は、今後の障がい者福祉の方向性や指定管理者のサービス要件も方向づけるものとなるため、施設職員の労働状況や職員配置なども十分に検討するとともに、職員からの意見聴取を含め、現場の声を反映するよう取り組むこと。

6) 県立の障がい者施設は地域の障がい者福祉の中心となるとともに、民間で受入れ困難な利用者の受入れや職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善にとって欠かすことのできないものであるため、これ以上民間に移譲しないこと。

#### **(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって**

1) ライトセンターの施設改修については、小規模改修の負担を県が責任を持つように基本協定を見直し、県として進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。

2) 神奈川県社会福祉会館の建て替えが終わり、福祉関係団体が入居しているとのことだが、施設の使用料を免除するなど、これまでの施設の利用条件を変更しないよう県が支援すること。

#### **[9]. 未病関連事業予算について**

1) 未病関連事業に使っている予算を介護予防や特定検診、特定保健指導、がん検診など、これまで市町村が、既存の法体系で取り組んできた施策の充実のために振り向けるなど、未病関連事業は抜本的に見直すこと。

2) 10年以上未病の概念の普及に取り組んでいるが、未病の意味を知っているのは約41%に過ぎず、普及する意味はほとんどない。ほぼ同様の意味で使われてきた介護予防や健康維持という言葉に変え、市民に分かりやすい事業名とするとともに、事業内容を見直すこと。

## **《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて**

### **[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を**

#### **(1) 労働者保護行政の強化について**

1) 労働者の権利を守り労働環境を正すために、労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を強化すること。労働相談の周知・活用を図ること。

2) フリーランスや個人事業主も、神奈川労働センターにおける労働相談の対象となり得ることを周知すること。労働者に当たるか事業主に当たるかの判断については、定義のみに縛られることなく、実態に即した対応を図ること。

3) 労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強めること。県が違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し、是正を図ること。

4) パワハラ・セクハラなどの人権侵害や、それらが横行する職場を根絶すること。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。これまでの宣言による啓発だけではなく、実効力ある取り組みを実施すること。

## (2) 企業への指導・啓発について

1) 県内争議の早期解決のため、労働委員会決定の履行も含め、助言などの働きかけを強めること。

2) 非正規労働者を含む労働者の安易な退職勧奨や解雇、雇止めを行わないよう、地域経済への影響という観点からも、企業や事業者に対し働きかけを強めること。

3) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、雇用対策の一環として事前公表させ、労使間協議にとどまらず下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な働きかけを行うこと。

この要望は「リストラ一般」とまとめて回答されているが、大きな影響を与えるものについては、関連機関と協議しながら、地域への影響を最小限にとどめることを求めるものであり、独自の回答を求める。

4) 改正労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者の雇止めが生じないよう、情報収集や事後対応にとどまらず、啓発・はたらきかけを強めること。

これについても、昨年は回答がなされていない。労使間の話し合いの円滑化だけではなく、必要に応じて打開の働きかけを行うこと。

## (3) 労働法の基本的知識の周知について

1) 高校、専門学校、大学など学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに確保し、充実させること。また、コロナを理由として配布が中断された高校生用の働くルールのパンフを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して、内容の理解を促進させること。

2) 労働手帳の配布とともに、当該労働者に広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。

## (4) 職業技術校の拡充について

1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設けられていることが必要である。現在の二校だけではなく、増設を図ること。

2) 2022年10月完成予定の県立産業技術短期大学校西キャンパスの建て替え工事、代替施設利用については、今後も関係団体への丁寧な情報提供及び情報交換などを通じ、要望等を

しっかりと受け止めること。

3) 県立職業技術校について、訓練内容の充実を図ること。職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。また、引き続き支援制度・減免制度などの周知を図ること。

#### (5) 企業誘致のあり方について

1) 大企業誘致の場合、補助要件として「県内雇用や県内発注」など、県内経済の発展に寄与する要件を明記すること。また、誘致後も県内雇用の把握に努めること。

#### (6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

1) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの定着を図ること。県内事業所に対しては、雇用確保と正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。また、引き続き国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう求めること。

中小企業については、雇用確保・拡大に向けた支援策の充実を図ること。

2) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化に向けた啓発を強めること。

3) 例年雇用要請はしているとのことだが、雇用一般にとどまらず、正規雇用の必要性を理解してもらうことが要である。経済団体・企業などに、学卒者の正規雇用を増やすよう要請すること。

4) 就職も進学もせずに卒業した青年、及び正規雇用を望みながら安定した雇用に結びついていない「就職氷河期世代」について、県として状況を把握し、就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。

#### (7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

1) 過労死、過労自殺などを防ぐために、すべての労働者の年間総実労働時間が 1,800 時間以下となるよう、働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。

2) すべての県民が健康で文化的な生活をするためには、最低賃金「時間額 1,500 円以上」の実現が必要である。神奈川県としても最賃法の遵守だけではなく、その実現を国・神奈川県労働局に強く働きかけること。この際に、中小企業への支援と一体で行うこと。

#### (8) 高齢者の労働環境改善に向けて

1) 企業に対し、「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

#### (9) 障がい者雇用の促進に向けて

1) 障がい者雇用の促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。

2) 県として、障がい者雇用を引き続き促進させること。とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用に留意すること。障がいの特性に合った業務内容とすることをはじめ、補助者やジョブコーチの配置など、障がい者が働きやすい環境を整えること。

3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、引き続き国基準を上回る職員の県単加配を継続するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。空調設備をはじめ、施設設備の老朽化対策を実施すること。

4) 県の部局において、仕事を発注する際には、障がい福祉サービス事業所等への優先調達や業務委託を行う事業所を優先する旨を明らかにすること。また、指定管理者においても、上記の要件を堅持すること。

#### (10) 外国人労働について

1) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について調査し、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについて、労働者等からの相談、雇用主等への啓発・指導を行うこと。

外国人技能実習機構を本県にも設置するよう、国に要望すること。また、現行の地域協議が果たしている役割を示すために、取り組み状況・把握内容などを明らかにすること。

2) 現在の外国人労働相談や地域協議会だけでは十分な対応と言えない、行政機関だけではなく、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートすること。

3) 外国人技能実習制度は、劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びている。県として、この制度の改善を強く国に求めること。

また、外国人雇用主に対し個別ケースに応じた働きかけを強めるとともに、母国語の労働手帳を発行し、すべての外国人労働者に配布すること。さらに、地域協議会で指摘されている問題について、対応内容を明らかにすること。

4) 神奈川県が国家戦略特区として行っている外国人家事支援人材事業については、今年も新聞報道されるような問題を引き起こし、多数が雇用継続されず、行方不明者まで出している。その把握・指導についても、第三者協議会の事務局を務める神奈川県が、とても不十分な状態にある。

家事支援の分野はセクハラ、パワハラなどが生じやすい分野であり、外国人就労については、人権侵害や労働条件の不履行などが懸念されると県議団としても度々指摘してきたが、その懸念通りのことが起きている。また、需給バランスについても大きな乖離が生じている。この事業に対する評価を明らかにすること。

5) 第三者管理協議会は、会議が一度も開催されていないなど、十分な役割を果たしていないことが明らかになっている。家事支援外国人労働者の人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。また、神奈川県第三者管理協議会は、一昨年、行政機関以外の参加はなじまないとの回答を受けているが、行政には率直に語れないという場合も想定され、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。

### **(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保へ**

1) 長年の要望である公契約条例の制定について、先行事例の調査を行っているとのことだが、その分析と評価を明らかにすること。また、その評価を含め、公契約条例制定に向けた態度を明らかにすること。

2) 積算要領を作成している清掃業務をはじめとして、他の委託業務においても、「公契約に関する協議会」が示した「一般業務委託の積算等のルール化」の趣旨を踏まえた適切な積算とすること。

3) 県発注事業や委託業務において、労働者に支払われた賃金の実態調査を行うこと。

4) 県の委託業務に関わり、委託先が変更になった場合など、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、誠実な対応を事業者に求めること。また、委託先変更などの場合も含め、労働者に不利益を生じさせないよう「労働関係法規の遵守」の徹底を図ること。

### **(12) 福祉労働者の処遇改善に向けて**

1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務で従事する労働者の賃金・労働条件改善のため、支援策を拡充すること。

指定管理施設においては、現行の「労働環境セルフチェック表」によるモニタリングでは実態を反映させることが困難なため、社会保険労務士会などによる労働条件審査制度を導入すること。

## **[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を**

### **(1) 中小企業への支援強化に向けて**

1) 企業誘致や海外進出支援以上に、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、中小企業向け予算を大幅に増額すること。

2) 中小企業支援のため、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、引き続き促進を図ること。発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

### **(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について**

1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握を行うこと。小規模事業者については、とりわけ丁寧な把握を行うこと。

コロナ感染症の影響により中断している本調査再開時においては、国が行う調査に倣うのではなく、県内の実態を反映できるように工夫すること。とりわけ消費税増税に伴う複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。

2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者枠を拡充すること。

審議会に分科会を設けることやモニター制度を用いるなど、小規模事業者の意見が恒常的に反映できる仕組みをつくること。

### (3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

1) 循環型地域経済への転換という点からも、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。とりわけ小規模企業に対して直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。

2) 経営基盤の弱い小規模企業や小規模事業者には、県の取引業者も含め、実態調査の上、下請け二法の順守を働きかけるとともに、適正な取引のためのガイドラインを設けるなど、単価と労働時間の水準が確保されるよう対応すること。

3) 県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設すること。そのためには、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。

また、公金を用いた制度を商工会議所などを通じ運用する場合には、会員限定の取り扱いを行わないことを条件とすること。

4) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用など、事業承継及び新規開業を支援する仕組みをつくること。

### (4) 融資制度の改善について

1) コロナ禍の下、経営困難な事業所は増加している。税金滞納・事故・赤字決算など困難な事例を抱える事業所に対しても、融資から排除することなく、滞納があっても融資への道を閉ざさず、中小企業支援の金融機関と連携し、融資できるようにすること。また、金融機関のコンサルタント機能を含め、経営支援体制を強めること。

2) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を、引き続き実施すること。また、県独自の直接融資制度を創設すること。

### (5) 異業種連携活動事業への支援について

1) 国及び地方において、この間異業種交流グループの実態調査が行われていないが、神奈川県内の交流・連携グループ活動の実態調査を行うこと。

一昨年来、実態調査を行う必要性が認められないとの回答であるが、中小企業基本法第18条においても異業種グループの交流・連携・共同化の推進が謳われている。この点について、県の認識を示すこと。

2) 「神奈川異業種グループ連絡会議」が、神奈川、東京を主体として全国の中小企業に参加を呼びかけ、2003年に設立した「まんてんプロジェクト」の活動を支援すること。

昨年・一昨年と、現実に支援していた事業に対して不見識な回答が続いているが、この事業に対する見解も併せて示すこと。

3) 東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

### (6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

1) 空き店舗対策にとどまらず、商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であっ

たが、コロナ禍の影響を受けた深刻な実態も追い打ちをかけている。地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。

2) 入札に適さないような小規模事業については、高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しのために、学校や県民利用施設などで小規模修繕など行う場合には、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を県がつくること。

3) 小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設し、市町村と連携して全県に広げること。また、市町村リフォーム助成制度に対して補助すること。

4) 神奈川県は県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているとのことだが、引き続きその姿勢を堅持し、下請発注に際しては県産材・県内資材などの優先利用や地元の工務店・大工等地元業者への優先発注を拡大すること。

### (7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について

1) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。商業環境や交通、生活環境全般に関する観点から出店規制を行い、壊された地域を元に戻すこと。

2) 生活環境への配慮をしていけば、地域的な需給状況への影響は考慮しなくてもいいとする大規模小売店舗立地法 13 条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な発展を阻害し、ひいては生活環境の悪化も免れない。

第 13 条は「地域的な需給状況を勘案することなく」と記され、地域の発展を願う自治体の立場とは相容れないものであり、廃止するよう国に働きかけること。

3) 地域の発展を願うのであれば、大資本が経営する小規模店舗の出店に際して、近隣商店との話し合いを働きかけ、商業調整を行うこと。

4) 小規模事業者の事業承継は、地域にとって大きな課題でもある。事業継承がスムーズに行われることは、小規模事業者が事業への展望を見出すための大きな要素となる。県として事業継承を引き続き支援すること。

### [3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために

#### (1) TPP・EPA・日米貿易協定について

1) 関税ゼロを原則とする TPP、TPP を上回る譲歩を含む日欧 EPA、日米貿易協定の発効など、歯止めなき輸入自由化は農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。日米貿易協定は実質上の FTA であり、農水省の試算でも農産物の国内生産量額は 1,000 億近く減少するとされている。遺伝子組み替え作物等、食の安全も懸念される。

県が注視すべきは国の対応だけではなく、県内生産者への影響である。家族農業を守り食料主権を守るため、TPP からの離脱、日欧 EPA の解消、日米 FTA の中止を国に申し入れること。

#### (2) 食料自給率の向上について

1) 農業人口の減少と高齢化の中にあつて、食料自給率が2020年度はカロリーベースで37%となり、食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は低下傾向で推移している。

本県の農業の特徴として、野菜や果物が主要な生産物で、米の生産が低いことから、カロリーベースの食料自給率は極めて低く4%である。本県施策でも食料自給率の向上を掲げ、国に対してもすべての政策の柱に位置づけるよう求めること。

2) コロナ禍を踏まえて意識が高まる食料安全保障の確立に向け、国は「食料」「農業」「農村」に対する一掃の理解促進を図ること。また、県は機関紙など各種広報媒体を活用し、県民への都市農業理解の発信に努めること。

### (3) 都市農業振興のために

1) 県は2019年に「神奈川県都市農業推進条例」を改正し、市街地およびその周辺にある農地の保全を明記している。生産緑地の多面的機能を強化する設備の整備などに対して市と連携して補助する制度である。新鮮で安全・安心な食料などの安定供給と地産地消の推進などを基本理念としている。農業者にとって活用しやすいことから存続を求める声が上がっているが、事業を活用している自治体は7市のみである。

市に対し周知を徹底するとともに、都市農業推進事業（都市農地保全支援事業補助金）の継続と生産緑地を持つ全体の要望に応えられるよう、予算措置の充実を図ること。

2) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手確保は重要な課題である。こうした担い手に対し、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。現行の低利子制度資金及び国庫事業等の支援を周知すること。

3) 生産緑地担当者会議において、引き続き市町・農業委員会・JA・国の関係者間で緊密な連携を取り、特定生産緑地指定の意向確認を複数回行い、市町村域を越えての所有における手続きの調整を図ること。申請期間や窓口を増やすなど、申請者に配慮すること。

また、2022年問題に対する対応を協議し、生産緑地所有者の適切な判断を行う環境を整えること。

4) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。

5) 市街化調整区域における市民農園、学童農園、福祉農園、公共の用途に提供されている農地についても、相続税納税猶予制度の特例対象農地とするよう、国に働きかけること。

6) 業者開設型の市民農園に関しては、業者が農家に負担を強いる例がみられることから、都市農地貸借円滑化法第9条の規定で三者協定を締結する必要がある。

県においては、この三者協定に農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等についてあらかじめ規定しておくことを推奨すると同時に、国に対し、業者と農家の費用負担や役割分担など、農業委員会等への報告義務を設け、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働きかけること。

7) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は

新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。

8) 生産者と消費者の直接の接点である小規模農産物直売所への補助制度を創設すること。

9) 「花とみどりのフェスティバル花き展覧会」は、県民の園芸に対する親しみと理解を深めるとともに、県内花き園芸農家の生産意欲の向上と消費拡大を図るなど、大きな役割を果たしてきている。

本年、花き生産経営に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の今後の動向、影響も不明確であることから、引き続き県の強い主導のもとに拡充を図ること。

#### (4) 農業基本政策について

1) 認定農業者の経営意欲向上につながり取得意欲が高まるよう、県支援施策の拡充と新規就農者の施策、特に国施策「農業次世代人材投資事業」について、交付要件の緩和を働きかけるとともに、同事業を補完する県新規施策を創設すること。

認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、国に求めること。

2) 地域農業や担い手の将来像を積極的に提案するため、国・県の施策を分かり易く整理したリーフレットを作成し周知すること。

3) 意欲ある多様な担い手（個人経営・法人・作業受託組織・新規参入など）の経営発展に必要な施設・機械装備や、ドローン等新技術導入に係る新たな支援制度を創設すること。

4) 大型特殊免許について、希望者全員が早期に取得できるよう関係機関と連携し、当面の間、研修機会を拡大すること。

5) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。

6) 農業用施設である畜舎や堆肥舎の建設に関する規制である建築基準法について、同法の適用対象からこうした施設を除外し、別な基準を設けるよう引き続き国に働きかけること。

7) 2018年11月に改正された農地法の施行前に建設された「農作物栽培高度化施設」の土地（農地転用済み）についても、固定資産税及び相続税の課税上、農地扱いとするよう、早急に関係法令の整備を働きかけること。

畜舎や体験型農園関連施設などの農業用施設用地についても、固定資産税の課税上、農地と同様の扱いとするよう働きかけること。

8) 2018年11月に改正農地法が施行され、底面の全部をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設用地を農地と看做すことになったが、法改正前から稼働している同様の施設についても、課税の公平性の観点から、農業委員会に届出を行うことで同様の扱いとするよう国に働きかけること。

9) 農業委員会について、農地情報公開システムは農業委員会の法定台帳を管理する重要なシステムであることから、その維持及び改修に必要な予算を確保すること。

業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。

また、人・農地プランの実質化に求められている地図の作成に利用される農地情報公開システムのデータや写真などの更新費用に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。

10) 就農後の経営確立は、異常気象のもと困難な条件にある。青年給付金制度の受給期間が5年となっているが、必要に応じて期間の延長、受給期間終了後の県の財政面も含め、支援制度を具体化すること。

11) 新規就農者の多くが志望する有機農業の本格的指導体制を継続し、有機農業を実践するグループへの財政支援を拡充すること。また、有機農業の広報に努めること。

12) 都市において洪水防止や水源の涵養をはじめとした多様な機能を発揮し、良好な住環境に寄与している水田を保全し、作付けを継続できるよう、新たな助成措置を講じるよう市町村に働きかけること。

水田の多面的機能を発揮するための多面的機能支払い交付金、水稻の作付けが安定的に行われるよう、環境保全型農業直接交付金等、引き続き助成措置を講じること。

13) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を、広域かつ一体的に進めることを支援すること。

14) 耕作放棄地の基盤整備を、受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく実施できる新たな県独自事業の創設、または既存制度の拡充を図ること。

15) 新たな「食料・農業農村基本計画」においても評価された家族・小規模経営体が活用しやすい経営継続補助金を、規模、要件ともに見直し、恒久措置とするよう働きかけること。

16) 畜産振興のため、飼料の自給生産を進め自給飼料の増産に取り組むこと。推進と価格安定基金の拡充を進めること。

体験型農園を開設する者に対し、農山漁村振興交付金の活用を促し、開設、整備費用を支援すると同時に、運営継続を支援すること。

17) 種子法廃止の県内の影響を正確に把握すること。他県では条例を制定し、これまでと同様の取り組みができるように位置づけている。

県としても将来にわたって安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱にとどまることなく条例を制定し、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。種子法の復活を国に求めること。

18) 種子の「自家増殖」の原則禁止を打ち出した、種苗法が「改正」された。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。それに反する種苗法の「改正」の撤回を国に求めること。

## (5) 林業の振興に向けて

1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。

2) 大径材の活用が課題となっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。

3) 公的管理森林の返地後の荒廃を防ぐため、整備・管理を促進するための森林の現況等を把握する制度を創設すること。

鳥獣の棲み処である森林は、国産建築用材の需要減などを起因とした林業の衰退により間伐をはじめとする森林の整備ができなくなり、森林の荒廃化が進んでいる。こうした中、将来にわたり、水資源の安定的確保を目的とした「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく「実行5カ年計画」では、荒廃化した森林の再生を課題の一つとして挙げ、森林整備・再生とシカ管理捕獲を連携した取り組みにより、成果も見られる。しかし、森林の荒廃により鳥獣は餌不足に陥り、シカやサルなどは人家近くまで下りてくるため、農作物被害や生活以外は後をたたない。次期の「かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」（令和4年度～8年度）において、具体的な鳥獣対策を位置づけ、「第2種特定鳥獣管理計画」との両輪による施策を長期・継続的に図ること。

4) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう、予防対策手法の検討や低価格な予防薬剤の開発についての薬剤メーカーへの働きかけとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを新設、拡充をすること。

5) 箱根町をはじめ、県内各地の森林ではナラ枯れの進行で景観が一変し、急傾斜地では集団化したナラ枯れによる土砂崩落の危険性も指摘され、住民や観光客から不安の声が寄せられている。県の技術支援や予算の増額と併せ、国に対してもナラ枯れ対策費の増額を要請すること。

6) 県内市町村統一の森林情報管理システムの導入を図ること。

7) 森林調査の委託業務においては落札価格が非常に低い水準になっており、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても低制限価格率を適用すること。

## **(6) 鳥獣被害対策について**

1) 豚熱感染が発生した場合、埋設場所や処分方法などの迅速な対応に加え、発生農家が経営を継続し再建できるよう、互助会の上限単価引き上げや新たな補助制度をなどによる万全な経営支援策と伴奏支援などのサポートを講じること。

また、近隣諸国で発生しているアフリカ豚コレラなどの家畜伝染病の侵入防止に向け、海外からの渡航者への検査の徹底など空港・漁港における検疫体制を強化し、水際対策を徹底すること。

2) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を拡充すること。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう、県としても正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。

3) 畜産クラスター関連事業を活用して臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼

養頭数の増加による規模拡大は都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。

4) 有害鳥獣の捕獲者からは、「埋設場所の確保が難しい」「焼却施設までの運搬の負担がおおきい」などの意見があるなど、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却施設の増設や一般廃棄物での処分を可能にするなど、捕獲した有害鳥獣の処分方法を拡充するよう、市町村に働きかけること。

5) 有害鳥獣被害額の実態把握のため、スマートフォンやインターネットなどを活用した迅速かつ簡便に調査する手法を早急に構築すること。

6) 鳥獣被害対策として県は支援センターを新設したが、よりいっそうの対策強化と実効性が求められている。予算を拡充するとともに、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。

7) 野生生物の生息域が拡大する中、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、緊急時の対策や野生生物との共生の重要性について被害地域の住民に理解を求める一方、市街地に出没した際の緊急対応について、市町村と連携を図り的確な助言・指導を行うこと。

8) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制御し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。

9) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消には、徹底的な駆除対策として捕獲・処分が求められるが、農家による駆除には限界があることから、捕獲従業者による取り組みが求められている。いっそうの取り組みを推進するために、国では鳥獣被害防止総合対策交付金があるが、費用対効果分析が要件とされる。市町村域を超える分析は困難であることから、他県で実施している捕獲奨励金制度を創設すること。

10) 各地域県政総合センター単位に設置された地域鳥獣対策協議会を通じ、行政界を越えた広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるよう、技術支援、財政支援を行うこと。電気柵設置の助成費を拡充し、維持管理費も補助対象とすること。

11) 農業従事者狩猟免許取得推進賛助金は増額されたが、意欲ある方が申請しても措置されない例が生じないよう、引き続き予算を拡充すること。

12) 狩猟者の後継者不足を解消するため、若年層への働きかけを引き続き強化すること。

13) 狩猟免許取得者の不本意な免許失効を防ぎ、年間2億円もの作物被害を防ぐ地域の守り手を確保するため、有効期間満了に伴う更新手続きの案内通知をJAなど団体まかせにせず、県が発出すること。

14) 狩猟免許取り消し者に関し、その理由を確認し、更新時期を失念したことが原因の失効の数を把握し、意欲のある者には回復措置を講じること。

15) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つよう

に広報や財政支援を図ること。

16) ツキノワグマ対策について、生息頭数の把握や早期注意喚起と対策が図られるよう、いっそうの対応強化を図ること。

17) ニホンザル対策について、専門職員による広域的な監視体制を充実すること。ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致については、県が十分な財政支援を行うこと。

18) ヤマビル対策について、広域的な対応が求められることから、生息域や被害の実態調査に加え、効果的な環境負荷の少ない駆除剤の開発、忌避策など研究を進めること。

人によるヤマビル持ち込みを防ぐため、ハイカーへの注意喚起に努めること。

ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にし、市町村事業推進交付金に恒久的に位置づけること。

19) アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど外来生物については、以下の施策を講じること。

①被害や目撃情報等があり生息が確実な地域とその周辺では、捕獲体制を整備して、目標を達成するための計画的防除を実施すること。また、それまで生息が知られていない地域についても積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は速やかに防除を実施すること。

②防除を進めるには地域住民や関係者の理解と協力が必要であることから、生態系、農林水産業、生活環境及び人獣共通感染症の注意喚起として、被害実態、捕獲の必要性、農作物、生ごみ、庭木の果実やペットの餌など、誘引物となる食物の適切な処理、家屋への侵入口となる隙間や穴の補修、アライグマ及びハクビシンの生態など、被害予防対策や基礎的な知識などについて普及啓発を図ること。

20) 宮ヶ瀬湖、相模川水系で漁業被害が増加しているトビ・カワウの防除のため、生息数や被害実態の調査・研究を行い、対策を講じること。

## (7) 漁業の振興に向けて

1) 漁場環境の著しい悪化に伴い、沿岸域の水産資源が減少し続けている。そこで、沿岸域の漁場環境を早急に把握し、効果的な改善策を実施するとともに、水産資源の回復を図ることが必要である。資源造成型の栽培漁業による資源の回復を推進するため、財政的支援制度を設けること。

2) 漁業の担い手確保については、漁業就業セミナーや漁業体験研修の実施、新規に漁業就業フェアへの参加、意識調査など、積極的に取り組んでいるとのことだが、担い手育成研修に関し十分ニーズに応えられるよう、引き続き国に予算の拡充を求めること。

3) 漁業用軽油引取税の免税措置について、国では次期も実施の方針とされているが、免税措置の恒久化が全国知事会を通じて要望として出されている。引き続き強く要望するとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が多くなっている。密漁禁止の啓発活動を引き続き強化し、関係機関と連携して違法操業や磯荒らしなどの密漁行為の取り締まりを強

化すること。

5) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。現在は、軽油取引税（地方税）の免税措置が取られているが、2021年3月に期限切れとなる。漁業経営を安定させ県民に対する水産物の安定供給に資するため、免税措置を継続すること。

6) 本県の内水面漁協は職員がいないなど体制の弱い漁協が多く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等をはじめとする指導事業等は、補助事業として実施することが不可欠であり、継続すること。

7) 内水面漁業では、漁業権が付与され漁業権者（漁協、漁連）に魚種ごとに種苗の義務放流等が課せられている。今回の緊急事態宣言により遊漁料は減少し、種苗放流費用等の回収ができていない中、義務として種苗放流を行わざるを得ない。県が漁業権者に義務放流を課している以上、救済施策を早急に講じること。

8) 大規模外洋養殖推進事業について、相模湾への大規模外洋養殖事業の誘致に向けて検討協議会が立ち上がっているが、地元の漁業者の操業や漁獲量、海域の安全に悪影響を及ぼすことのないよう、検討段階から地元漁業関係者を交えた協議を行うこと。

## 《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、

### 原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

#### [ 1 ]. 防災対策の強化

##### ( 1 ) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標（住宅は2020年度に95%）の達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら、県として主導的に取り組むこと。

情報共有に限らず、財政的な支援を強化するために、市町村地域防災強化事業費補助金を増額すること。

2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村と連携し、さらに促進を図ること。必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、引き続き国に働きかけること。

4) 2002年に指定された危険ながけ地約2,500カ所のうち、急傾斜地崩壊区域未指定箇所など安全性を確保できていない箇所が1,000件以上あり、県民のいのちを守るためには早急な対応と大幅な予算増額が求められる。特に、県単独事業の整備を促進するために国に対して補助を求めるとともに、県としても予算の拡充を図ること。

近年の暴風雨による災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、

土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。

5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるために、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国に働きかけるとともに、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。

6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を終えたが、今後指定区域での災害防止対策が重要となる。土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度や住居移転に対する補助制度を新設すること。

7) 津久井湖及び相模湖について、企業庁が管理する用地に対する湖岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。また、これらの事業を住民に周知すること。

8) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。

本県は「かながわ気候非常事態宣言」を行い「神奈川県水防災戦略」を策定したが、今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。

9) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。

県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。

10) 2019年の台風19号により、県内でも水害による甚大な被害が発生した。河川内にある大木等により狭隘となり流れの妨げになっている箇所や、土砂が堆積して川底が浅くなっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。

11) 7月の熱海市での土砂災害を受け、県は国に対して建設発生土の処理に関する法整備を求めているが、県としても土砂条例の見直しが必要である。

土砂災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県などの責務を明記すること、立ち入り調査の強化など、二度と熱海市のような土砂災害の被害を起こさないように県の対策の強化を図ること。

## (2) 防災体制の確立と住民の避難について

1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村地域防災力強化事業費補助金については市町村の取り組み状況を把握し、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

2) 県内市町村の消防力について、消防力基準を満たしているか調査をすること。消防力基準に達していない市町村への支援の充実を図ること。

3) 下水道事業において、下水処理施設の耐震化とともに津波対策、河川の氾濫、高潮対策

などの対策を促進すること。

4) 寒川浄水場について、集中豪雨により城山ダムの放流などで、相模川の氾濫が懸念される。河川氾濫時の取水堰や浄水場の防災対応を図ること。

5) 水道管の耐震化を促進するため、水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和するよう国に求めること。

6) 災害避難所の不足について市町村ごとに把握し、市町村と一緒に早急に避難所の指定拡大に取り組むこと。また、避難所の設置場所についても見直しを行い、一時的な避難所、長期的避難所の設置についてホテルや旅館を避難所とするなど、避難所のあり方を見直すこと。

7) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、すべての自治体で小学校区に一つは指定すること。さらに、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと。

8) 避難所の運営については、ジェンダー平等の視点で見直しを行うこと。また、避難所運営に女性が入るようにすること。

## **[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて**

### **(1) 県営住宅の建設と修繕等について**

1) 健康団地推進計画により、28 団地 7,000 戸の県営住宅の建て替えが 10 年間で行われることになったが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の水準負担になるように県独自の減免制度をつくること。また、建て替えについて、P F I 事業を進めることをやめること。

2) 県営住宅建て替え時の余剰地の活用については、売り払いではなく、県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。

3) 空き家を募集に出すために必要なリフォームが進まない現状がある。必要なリフォーム予算を十分に確保すること。

4) 県営住宅の街路灯や階段灯などについて、省エネを推進するために更新時に限らず早急に L E D に変更すること。現状の外灯と L E D に更新した場合の電気量や料金の比較検討を行うこと。

5) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、転居費の補助を行うなど、支援を強化すること。転居を支援する人がいないなどで転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合や希望する人には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

### **(2) 住宅政策の充実にについて**

1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。

2) 生活に困窮する高齢者、子育て世帯、若者への家賃補助や入居支援など、支援策を講じる

こと。

### (3) 福島原発被災者への住宅支援について

1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している世帯への家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。

2) 福島からの自主避難者の状況を把握し、避難区域に限らず、応急仮設住宅の入居を希望する人には入居できるよう、必要な対策を講じること。

3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を満たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

### [3]. 水道事業の改善について

1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。

2) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は、中止すること。また、かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業の民営化の受け皿づくりであり、民営化を促進するものであるため、直ちに改めること。

3) 県営水道料金の減免制度について、保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。また、障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。

4) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分水量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前で安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

5) 県西地域の2市8町における水道事業の広域化等は断念し、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、人的にも財政的にも積極的に支援し、各市町村の要望に応えること。

6) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

7) 「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会」のまとめが出されたが、この内容は、各水道事業者の施設を廃止し、広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。しかし、企業団の事業運営は県民の要望やチェックがしにくくなる欠点がある。今後の水道システムの見直しには各水道事業者の自主性を高める計画とし、住民の意見が反映しやすい運営体制を確保すること。

8) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても分散型の水

源確保、浄水場の確保が必要である。

9) 水道料金の見直しについては、宮ヶ瀬ダム建設に係る水道施設の増設など、これまでの過剰な施設整備が事業に対するマイナス要因であることを明らかにした上で、水道利用者の負担とならないように取り組むこと。特に生活にかかる水道については、料金の値上げにならないように検討すること。

#### [4]. 環境対策の強化について

##### (1) アスベスト対策の強化について

1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方たちへの健康調査などを、県が責任を持って行うこと。また、定期的にはアスベスト封じ込めをしている住宅の点検・補修を行うこと。

2) 「生活環境の保全等に関する条例」にアスベストの指導指針を規定することとなるが、アスベストを使用した建物の解体が今後増加するため、人員を増やし使用状況の調査、パトロールの強化、罰則の規定などで不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。

3) レベル3のアスベスト建材が大気汚染防止法の規制対象となり、事前調査の都道府県への報告が義務づけられた。しかし、作業内容の届け出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。

県の条例において、作業内容の届け出や飛散防止対策をレベル1、2と同様の規制ができるようにすること。

4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。

5) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求めること。

6) 全国で行われているアスベスト訴訟において、原告の主張がほぼ認められ、国として救済制度をつくることとなった。健康被害を受けた方の対象範囲を広げるよう、国に求めること。

##### (2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について

1) 環境省は2030年度までに温室効果ガスの排出を、13年度比で46%減らす目標を示した。県は国に先駆けて2050年に脱炭素社会を実現すると打ち出し、今般、2030年までの温室効果ガスの削減目標を、2013年比で現行27%から国と同じ46%に削減するとの考え方を示した。

県の「地球温暖化対策計画」の全面的な見直しは、令和5年度以降に行うとのことだが、時間のゆとりはない。可能な限り早期に全面的に見直しすることとともに、CO<sub>2</sub>の削減目標を日本より高く掲げている世界の先進国に連動し、本県においても、削減目標を高く設定すること。予算を大幅に増額するとともに、それらを着実に進める具体的な年次計画を立てて取組を進めること。

2) 経済産業省が提示した「第6次エネルギー基本計画」の素案は、2030年度の電源構成の目標として、原発は従来の20～22%のままである。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力は19%とし、依然として原発、石炭火力に固執する姿勢を示した。国連がCO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力の計画的な撤退を強く要請し、すでにフランス2022年、イギリスは2024年、イタリア2025年に撤退年限を表明し、アメリカは2035年までに「電力部門のCO<sub>2</sub>排出ゼロ」を表明している。

県弁護士会からも世界の環境団体からも批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。国に先駆けて2050年脱炭素を掲げた本県として、国に対し計画的な撤退を求めるとともに、横須賀に建設中の2基の石炭火力発電所の建設を中止するよう県から強く働きかけること。

3) 地球温暖化対策計画の全面見直しの際には、2030年の電源構成を再生可能エネルギーで賄う割合の目標を32%～36%と設定しているが、50%の目標に高めること。また、本県のポテンシャルが高い太陽光発電の整備、利用の一層の促進とともに、全県有施設、公共事業、自治体業務において、自治体の役割として再生可能エネルギーの100%化を2030年度までに達成すること。

4) 北海道胆振東部地震が起き、2019年の東日本台風時には千葉県千葉市で大規模停電が起きた。災害時の大規模停電を未然に防ぐために、災害時のエネルギー確保は大切な課題である。県は、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合について、2030年度に45%を目指すとしている。災害時に避難所となる小中学校、高校、県立特別支援学校、県民利用施設の未設置の場所へ、太陽光発電と蓄電池の設置を早急に進めること。

また、官公庁、学校など公共建築の新築や建て替え時において、太陽光パネルで消費エネルギーが賄える「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」を実現すること。

5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、わかりやすい広報に努めること。また、太陽光パネルや蓄電池等の導入支援の予算を抜本的に増額するなど、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じること。

6) 産業部門のCO<sub>2</sub>排出量の一番多く占めるのが産業部門(35%)だが、そのうち、製造業が95%占める。その内容は、鉄鋼・非鉄・金属製品業、化学工業、機械製造業である。

県は「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、一定規模以上の大規模事業者に対し、削減目標や対策など計画書の提出を義務づけ公表しているが、それらをイギリスなどのように、政府が大規模事業所と「協定」を結び、産業部門でのCO<sub>2</sub>削減に政府も責任を負うことを示すよう、国に進言すること。

埼玉県や山梨県で、広大な土地に大量の残土を持ち込み、膨大な数のソーラーパネルを設置する計画がある。県ではそうした計画がないのか。あれば明らかにしていただきたい。

7) 「マイエコ10宣言」の普及が教育現場では進んでいるが、企業、NPO・団体、自治体にはまだまだ協力を依頼する余地がある。

協力企業や団体を県の広報紙で紹介するなど、普及に努めること。また、そのために省エネ家電切り替えのインセンティブのため、ポイント還元の仕組みを企業に働きかけるなど、具体策を検討すること。

8) スマートエネルギー計画で、ソーラーシェアリングを3年間で100件を目標としたこと

は重要である。達成のためには農業者と農業団体の理解が必要であり、セミナーの回数を増やす、F I Tに依らない取り組み事例を研究する等、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進めること。

### (3) プラごみゼロをめざして

1) 「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置づけた「地球温暖化対策推進法の一部改正」が5月に成立し、また、プラスチックゴミの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が6月に成立した。

本県の二酸化炭素の排出量は2013年度比で12.5%減っているものの、廃棄物部門からの排出量は、一般廃棄物中のプラスチックの比率が増加したことにより11.2%増加している。また、プラスチックゴミの焼却量は2013年度比で約4%減少しているものの、可燃ゴミの中のプラスチックの混入率は増加しており、トータルでプラスチックの焼却量は増加したと推定される状況である。また、プラ製品による海洋汚染など、プラスチックによる地球環境への深刻なダメージが次々と明らかになっている。

県は2018年に「神奈川プラごみゼロ宣言」を発表。2020年3月に「神奈川プラごみ宣言ゼロアクションプログラム」を策定し、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用の推進」「クリーン活動の推進」の推進方策を進めている。しかし、これらの活動だけでは県の削減目標とする46%達成は到底困難である。

県は国のガイドラインを待って、地球温暖化計画の見直しと地球温暖化対策推進条例の改正を行うこととしている。製造者責任を明確に位置づけ、プラスチック製品の生産総量を大幅に減らし、すぐに削減できないものは再利用するなど、確実に循環利用させていく仕組みを盛り込むこと。

2) 「マイエコ10宣言」に賛同する企業の数の拡大に努めるとともに、企業の自発性に依存するだけでなく、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。

3) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機運営補助制度を設けること。上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか、疑問である。上流市を交えて開催していた協議会を再開し、県主導で費用負担を見直すこと。

4) 「プラごみゼロ宣言」に取り組む自治体として、プラスチックの製造を少なくするために規制を図るよう、国に求めること。

再商品化は一度プラ製品を製造してしまった後の取り組みに過ぎないので、不十分である。また、再生可能なプラ代替素材に切り替える企業を表彰するなど、県として生産側の取り組みを後押しする仕組みをつくること。プラごみ削減の数値目標を設定すること。

5) プラごみゼロ宣言の取り組みを促進するために、県庁内でのプラごみを減らすための取り組みを行うこと。例えば、給水器を設置し、県庁内での自販機にはペットボトルを削減していくなど、具体的な対応を図ること。

企業側のペットボトルの生産を黙認し、再利用だけを促進するのは施策として不十分である。プラ製品を扱わないという県の意思を示すことは重要である。

6) 県は、県内を12ブロックに分けることとし、2022年度から12年間における「ゴミ処理

広域化・集約化計画」を策定するとしている。「循環型社会形成推進交付金」を活用して、広域化と集約化を図るとしているが、一定以上の熱回収や発電の効率を持つことが求められる高効率発電を導入するものである。

燃やすゴミが大量に必要なのではと危惧する。焼却を確実に減らすことを明確に位置づけるとともに、ゴミの発生抑制、再使用、再生利用の3Rの取り組みを最優先にすること。また、ゴミの量や質、分別方法や分別の考え方などがそれぞれの自治体によって違うので、市町村の意見や要望をしっかりと聞くこと。大規模な施設整備で市町村に課題な財政負担が生じないようにすること。

#### (4) 神奈川の自然保護について

1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。

また、現行の都市計画法の開発許可制度は良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的というものであって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。

2) 近年の降雨量の増加を勘案し、林地開発許可基準を見直すこと。

#### [5]. まちづくり

##### (1) 不要不急の大型公共事業の中止について

1) 住民合意のないツインシティ計画（寒川～平塚市域）はやめること。

2) J R 東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担も多く住民合意もない。特に、鎌倉市深沢地域はスーパーシティ構想を想定しており、監視社会につながる懸念と課題があることから中止すること。

3) リニア中央新幹線について、以下の施策を講じること。

①リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。

②水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として対応すること。また、発表された残土処分場は水源地の近くであるため、処分場所の見直しを求めること。

4) 地下40mのシールド工事によって、調布市では陥没が発生した。リニア新幹線は16km間のシールド工事が行われる。J R 東海に地下40mまでの多数のボーリング調査や地盤、地質調査を行わせ、住民に公表させること。

5) J R 東海に、掘削工事による建設残土の処分先、土量と盛り土の高さを公表させること。また、相模原の採石場跡地への処分予定地については、相模原市に安全の監視と監督を要望し、県としても、県民の不安に対しJ R 東海から情報を掌握し、県民に公表すること。

6) J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。

7)リニア中央新幹線建設に伴う神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにするとともに、負担増を求められたときには断ること。

8)横浜市が誘致を表明していたカジノを含む統合型リゾートは、市長が変わったことによって誘致撤回となった。IR関連法について、廃止するよう国に求めること。

## (2) 駅利用者の安全と利便の確保について

1) 1日あたりの利用者数が10万人以上の県内の駅で、整備年次が示されていない駅は13駅ある。障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア(可動柵)の早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。

ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは内方線ブロックとするよう引き続き関係機関に働きかけること。

2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にし、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。

特にホームドア(可動柵)を設置することにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に引き続き働きかけること。

3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き事業者を求めること。

## (3) 地域交通及び都市環境の整備について

1) 地域交通(バス)の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう事業者に向け、確実に代替措置を確保すること。

2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。県として地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など、段階に応じて支援を強めること。

3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、また、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる自治体、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。

4) 本町山中有料道路は来年3月で無料となるが、引き続き県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。真鶴ブルーラインを生活道路として位置づけること。

5) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、成人でもオムツ交換ができる介護用のベッドなどで整備するよう「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に基準を明文化し、指導の徹底を図ること。

6) 羽田空港における国際線増便のため、今年3月末から新ルートの運用が開始されたが、コロナ禍の影響で航空需要が激減し、増便を理由とする運用は成り立たない。また、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行し、大変危険なルートであることから、新ルートの運用は中止するよう国に求めること。

#### (4) 海岸の保全について

1) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。また、県の予算を増額し、清掃の強化を図ること。

2) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであるため、伐採するような開発計画はやめるよう、県として平塚市に意見を述べること。

#### (5) 警察関係

1) 信号機等の整備について、以下の事項を実現すること。

①交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に対応すること。

②都心部の交差点での手押し信号装置を設置、高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

③騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をもっと促進すること。

④音響式信号機の音の鳴る時間を、可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)

⑤音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

2) 停止線等の路面標示等の修繕予算を増やし、早急に修繕を実施すること。

3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。

4) 新たに導入予定の高度化PICSについては、「視覚障害者のスマートフォン利用率は低く、また傾いて使うと反応しない、雨天時は使用が不便、操作に気を取られるなど、スマートフォンの使用には安全上の課題がある」など、「視覚障害者の利用には不便で不安がある」とのことであり、早急な導入はせず、関係団体と十分に話し合い検討すること。

また、現在、視覚障害者用付加装置、シグナルエイド、青時間延長押釦等があるが、高度化PICS導入時には、視覚障害者用付加装置の併設を図ること。

5) 視覚障害者団体から、障害の社会モデルの捉え方として「信号の側の情報提供に問題があり、利用できない安全な歩行が困難になる人がいる」と捉えるべきで、行政や社会には社会的障壁をなくす義務があるとの意見が寄せられた。

視覚障害者誘導用付加装置の設置を長年要望しても、神奈川県設置率は13%程度との指摘がある。設置を早急に促進すること。

#### [6] . 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

##### (1) 原発ゼロをめざして

1) COP21では、再生可能エネルギーの大量導入で、エネルギーの変革を進める取り組みが主流となった。たとえば「RE100」は、目標年を定めて使用する電力のすべてを再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを公約した企業の連合体だが、すでに世界で179社

以上が加盟し、アップルやヒューレット・パッカードなどのグローバル企業が名を連ねている。こうしたグローバル企業は、各国に工場や下請け企業を持っており、各工場や下請け企業にも、再生可能エネルギーの電力を使うことを条件づけてくることが予想される。RE100の取り組みが拡大していけば、再生可能エネルギーの電力供給が豊富であることが、グローバル企業にとっても拠点選びの重要なポイントになる。

本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、SDGs最先進県を標榜するのであれば、持続可能なエネルギー源への移行を視野に原発に少しでも依存すべきではない。原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

## (2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

1) 太陽光・太陽熱、小水力、風力、地熱、波力や、あるいは畜産や林業など本県産業とむすんだバイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエネルギー源である。この再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように追求し、多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村を財政支援するとともに、民間事業者・市民団体・NPO法人などとも連携した施策を促進させること。

2) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく財政支援を含め、施策の促進を図り、条例に基づく基本計画の進捗状況をより広範に明らかにすること。

3) 地域密着型・「地産地消」型の再生可能エネルギー利用をすすめるために、大規模開発や大型太陽光発電（メガソーラー）の偏重を見直すこと。買取対象を見直し、地域経済への寄与を評価して、地域・自治体主導の取り組みを優遇する仕組みを導入すること。

4) 県立高校をはじめとした県有施設において、太陽光利用などの設備設置を促進すること。避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を市町村まかせにせず、促進すること。

5) 省エネに関し工場のボイラーや業務ビルの集中型空調施設などの取り組みで、15～20%のエネルギー削減の実績が上がっている。大手企業や大型の工場・ビル、大型公共施設について、省エネと温暖化ガスの排出削減の目標を明らかにさせ、中小企業への支援や、排出量取引なども活用して、最新の省エネ設備・機器への更新を促すこと。

## 《 6 》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、

### 文化・スポーツの充実へ

#### [1]. 青年・学生への支援に向けて

1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所、また文化を創造・発信できる場所を、さらに拡充すること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。

2) 若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。

3) 若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。特に、コロナ禍で収入が得られず生活困窮に陥っている若者を支援するために、県独自の支援策を創設すること。

4) 卒無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

## 〔2〕ジェンダーフリー・女性・性的マイノリティの地位向上に向けて

1) 神奈川男女共同参画センターの調査研究報告書に基づき、県としてクオータ制の普及を図るため、次の提言に取り組むこと。

- (1) 大規模なシンポジウム、啓発リーフレットの配布
- (2) 選挙制度の現状と課題を考えるような企画
- (3) 全国的な組織化のためのノウハウの提供

2) 女性労働者の約6割が非正規労働者という「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善に向けた具体策を講じること。

同一労働・同一賃金をはじめとしたいっそうの条件整備を図ること。また「女性の活躍応援団」参画企業における女性活躍の実践例を把握し、普及すること。

3) 女性相談所の積極的広報と施設の秘匿は別問題である。DVに限らず女性固有の課題で困難を抱える女性に、市町村とも連携し、幅広く相談場所、電話相談窓口を広報すること。相談所の存在について、インターネットのみならず様々な媒体を活用し、積極的に広報すること。

4) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、市町村とも連携し、NPO法人などが運営する場所の確保を財政面も含め、支援すること。若年被害女性等支援モデル事業を継続すること。

5) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底し、実態把握をすること。

6) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、就業支援にとどまらず、緊急支援事業を検討すること。

コロナ危機で確実に困窮世帯が増えている。女性の自立支援のために、相談にとどまらず県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。

7) 家事支援外国人受入事業について、2017年6月以降の特定機関の届出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。また、県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、労働者本人への聞き取りなど、コロナ禍の就業実態把握と相談の体制を拡充すること。加えて、「神奈川県第三者管理協議会」設置要綱の役割に照らし、その実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表の参加を求めること。

8) 人権男女共同参画課として無年金、低年金など「困難を抱えた女性等に対する支援」事業の各部局での実態把握を促進し取りまとめること。高齢者に配慮した県営住宅の優先的提供の枠を維持すること。

9) 就労中の高齢女性が安心して働き続けることができる施策を検討するため、国との連携で社会保険未加入女性等の実態把握を行うこと。最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、広報啓発、事業主に対する助言・指導を維持すること。

10) 暴力や虐待でPTSDとなった方に対し、家庭・家族関係等についての相談体制の充実や関係機関との緊密な連携を図り、切れ目のない支援体制の確立・強化を図ること。また住民票の非開示など窓口における個人情報秘匿の配慮を徹底すること。

11) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、身一つで避難しなければならないケース等を鑑み、原則2週間の保護期間を延長し、無料のシェルターを増やすなど、施設人員体制の充実を図ること。

なお、昨年度の回答では、期間延長と施設体制の充実に関しての回答が無かったので、この部分もご回答いただくこと。

12) 加害者更生プログラムの制度化など加害者の更生対策を引き続き進めること。

13) 性暴力の被害にあった人がいつでも相談でき、心身のケア、証拠保全など、包括的な支援を行う病院拠点型ワンストップセンターを設置すること。意欲的な病院を探すとともに県としても、性被害者を支援するワンストップ支援センター開設に強い意欲をもつこと。

14) JKビジネス、AV出演強要など、子ども・若者が性被害のリスクにさらされている。子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制と、相談や啓発の体制を強化すること。若年被害女性等支援モデル事業を拡充すること。

15) 民間シェルターへの補助金を大幅に拡充し、市町村の相談窓口との連携を密にすること。

16) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者を保護するため、転居を含めた自立に要する費用を県が支援する制度を拡充すること。

17) 切れ目のない支援体制を確立するためにも、時間外勤務や不規則な勤務が想定される女性相談員の常勤化と市町村配置を支援すること。

18) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割を特化という名で縮小している。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースなどが不足している。ビルの2階部分だけでなく、県民ニーズに応えられるよう、十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。

19) 生活困難、DV、社会的孤立、性的搾取など様々な困難を抱える女性たちの支援法の制定を国に求めること。

20) ジェンダーフリーの一步として選択的夫婦別性を実現する民法改正を国に求めること。

また、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。

21) ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求めること。

22) ハラスメントの加害者の範囲を、使用者の上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスも含め、広く定義し、ハラスメント対策を強化すること。

23) 被害の認定と被害者救済のために、労働、教育、医療など各分野における実態把握を行い、独立した救済体制を確立すること。

24) 学校やスポーツ団体、大学・研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすため、県としての実態調査と、それぞれの分野に対応した相談・支援体制を確立すること。

### [3]. LGBT施策の推進に向けて

1) LGBTに関する具体的な施策の推進に向け、庁内横断的な検討推進組織をつくること。

2) 県はLGBTへの理解を深める多彩な情報発信に取り組んでいるが、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など、引き続き各所での啓発に努めること。

また、行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学童保育支援員など、対人業務を対象とした職種に対して研修の場を提供すること。

3) 特に教育現場では、学級文庫にLGBT関連の蔵書があることが重要だとされている。学級文庫への配架を促進するとともに、人権教育の中で取り上げること。国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。

4) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師を育成すること。

5) 県内では、同性パートナーシップに取り組む自治体が増えている。市町村まかせでは行政界を超えた際に不都合が生じる。茨城県等が取り組んでいるように、広域自治体として市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。

6) パートナーシップ宣誓書等の公的な書類が同性パートナーシップ制度を有する自治体だけに限定されるため、県営住宅の入居について制約が生じる。県で同性パートナーシップ制度を導入することが待たれるが、パートナーシップ制度のある市町に限らず、すべての県営住宅でLGBTの方が入居できるように、入居要件を見直すこと。

7) 同性パートナーが異性婚のカップルと同じ権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体にとどまらず、国全体で制度をつくらなければならない。同性婚を認める民法改正を国に求めること。

### [4]. ヘイトを許さない施策の推進について

1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条例の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。神奈川県としても検討にとどめず、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した自治体として差別を許さない姿勢を明確に示し、ヘイトデモ・スピーチを行わせないため、条例制定を急ぐこと。

また、インターネット上のヘイト対策や、ヘイトデモの公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を促進すること。

2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から公正な立場で警備を行うこと。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

#### [5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

1) 県立図書館の正規の司書職は、両館合わせ 35 人と非常に少なく、人口 500 万人以上の県で下から二番目に低い。また、人口 100 万人当たりの図書館数が全国最低であり、ここ 20 年近くにわたり資料費が減額されている。

人件費や資料費など図書館費を増額すること。また、正規職員の司書を増員するなど図書館の体制を充実させること。

2) 藤沢市にある県立スポーツセンターが開設してから、それまで県立体育館時代に施設の優先予約ができていた団体が、優先利用が実質できない状況になっている。このような不利益処分はやめること。

#### [6]. 外国籍県民の支援の充実について

1) 近年日本で働く外国人が多くなり、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は 20 年にわたり、外国籍県民の声を施策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言をすべて実行する立場で、支援の充実に取り組むこと。

2) 外国籍県民かながわ会議で出される要望は、県の範囲にとどまらず、県内市町村や国の法改定などが必要なことも含まれる。要望の内容が国、市町村で行われる事業であっても県として関係機関と連携し、要望が実現するように取り組むこと。

3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業である。

人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。また、医療に限らず、通訳派遣事業については、県や市が連携して取り組んでいる聴覚障がい者の手話通訳者派遣事業などを参考にしながら、制度の充実を図ること。

4) 外国籍県民の日本語教育については、今まで以上に支援を強化すること。現在はボランティアが中心になって事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように各市町村の取り組みを支援すること。

5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。

6) 外国籍県民への生活支援として、国、市町村と連携し、労働相談や子育て、福祉、教育の制度などの相談を身近な地域で受けられるように体制を強化すること。さらに、国、市町村と連携し、様々な行政手続きが安心してスムーズに行えるよう窓口での相談・支援体制を充実すること。

7) 外国籍県民で学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように国に求めること。また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握し、就学につなげられるよう人員体制を増やし、市町村と連携して取り組むこと。

8) 外国籍県民の児童生徒に対し、日本語教育を進めるよう教員の配置を増員すること。また、学習支援を強めるための人材確保を行うこと。

## 《 7 》．消費者行政の充実・強化を

### [ 1 ] ．消費者行政の充実について

#### ( 1 ) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

1) 県中央消費生活センターは近隣都県や政令市に比して土日や夜間相談を行っていることは評価できるが、相談員の配置数は増えたとはいえ他都市より少ない。そのため相談員一人当たりの相談件数が全国一多くなっている。市町村を含む県全体の中核センターであることを踏まえ、相談員の増員と正規職員の採用を図ること。

また、市町村の相談体制の充実に向けて、人員配置に係る市町村支援を行うとともに、や市町村の消費生活相談員の処遇改善を図ること。会計年度任用職員の活用に伴う課題を把握すること。

2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともにそのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の実力の強化が求められる。研修の機会を増やし、消費者問題への理解を深めることが被害救済につながること。

3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センターや行政機関の情報資料や展示内容を、ユニバーサルなものにするのであれば、聴覚や視覚に障がいのある方にも配慮したものとすること。

4) 県西部地域の相談業務は小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。少なくとも指定消費者生活相談員による巡回訪問を頻回に行い、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

#### ( 2 ) 国の「地方消費者行政交付金」について

1) 民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより消費者問題は増加が見込まれる。国の

交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。

県の激変緩和措置も終了しているため、県として消費者行政予算の確保を図り、国に対し交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

### （３）消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

1) 健康食品の送りつけ、不当表示、情報通信関連トラブル（架空請求含む）、高額訪問販売、多様な振り込め詐欺など、高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。

「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。リーフレットの配架やホームページだけではなく、町内会の回覧板などきめ細かく届く手段を検討すること。また、ターゲットを広く定めて適切なわかりやすい情報提供を行うこと。

2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。事業者の自主的な取組を促すだけでは被害防止に限界があるそのために県弁護士会の会長声明でも言及されたように被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を神奈川県消費生活条例に導入すること。

### （４）若者への消費者教育について

1) 民法改正に伴い2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外されることになるため、引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図り、すべての学校で出前講座を実施すること。また、市町村の若年層への消費者教育のためにも財政支援や講師養成に取り組むこと。

2) 個人情報の保護について、消費者に対する啓発と情報提供を行い、個人情報流出に伴う相談窓口の設置など消費者被害の防止体制を県として充実すること。

3) 特商法改正で事業者に義務付けられてきた契約書面の交付を電子化することができることとなり、全国の弁護士会や消費者団体から反対の声明が出されている。契約の相手や契約内容が不明となれば被害の救済や解決が不可能となる。

消費者被害の実態を無視した改正案は、県民を消費者被害から守る立場から国に特商法改正における「書面交付義務のデジタル化」を撤回するよう、国に働きかけること。

4) オンライン取引の激増、青年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化し、個人では解決できない問題が山積している。消費者団体との意見交換・意見反映の場を設置すること。また、消費者団体と連携した取り組みを推進すること。

## 〔2〕. 食の安全・表示の監視等について

1) 機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害が懸念される中で本県独自のリーフレットを作成して健康被害への注意喚起普及啓発に努めているとのことだが、引き続き広く普及すること。また、消費者の自衛にまかせるだけではなく、評価書の内容を精査し販売禁止措置を取るなど、積極的な被害防止に努めること。

2) 食品による健康被害情報について製品や企業名がホームページ上では開示されているが、違反状態の改善後も再発を抑止する観点から、一定期間ではなく長期的に開示すること。また、製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること

3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示 110 番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」の周知啓発など消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。

4) 食品の表示問題、機能的食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について、消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き強めること。

## 《 8 》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

### [ 1 ]. 核も基地もない平和なかながわを

1) 米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。

2) 「安全保障関連法」は、歴代政府が憲法上不可としてきた集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で「戦争できる国づくり」が進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。

3) 戦争を前提とした国民保護法の廃止を国に求めること。

4) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

5) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日現在で批准した国が50カ国に達し、2021年1月に条約が発効した。

『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。

6) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、予算の増額を図ること。

7) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。

8) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。

9) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し

出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。また、米軍の参加要請をしないこと。

10) 2020年4月に米軍普天間飛行場内で、米兵らのバーベキューが原因で、格納庫から人体に有害な有機フッ素化合物PFOSを含む泡消火剤が大量に漏出した。環境補足協定に基づき、米軍と国、県の三者で調査を実施した。この問題は沖縄県だけの問題ではなく、米軍基地の所在するすべての都道府県に関連したものである。

早急に全在日米軍基地でPFOSの調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、厚木基地周辺の河川で基準値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。厚木基地との関連が強いと考えられるので、早急に調査をすること。さらに、県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うこと。

11) 新型コロナウイルス感染症対策において、米軍が公表している内容が県と比較して不十分である。県と同様の情報が公表されるように国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように日米地位協定の改定を行うよう求めること。

12) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

13) 2021年6月に成立した土地利用規制法は、自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別中止区域と指定し、その区域での土地などの売買に国が関与し、住民の調査を行う内容となっている。

これは、財産権の侵害につながるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。

## [2]. 横須賀基地に関わって

1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。

また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。

2) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。

この点についての安全対策について、明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

4) 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに米軍人の削減を国と米軍に求めること。

5) 英軍原子力空母クイーンエリザベスが、はじめて横須賀に寄港した。さらに、オランダ海軍フリーゲート艦、カナダ海軍艦も寄港した。さらに、米原子力空母が入港するなど、これまでの基地機能を強化し、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけに変わったと考えられる。これまでの日米安保の枠を超えたものと思われる。このような基地機能の強化はやめるよう、国と米軍に求めること。

6) 横須賀に配備されているヘリ空母いずもは戦闘機の離発着ができるように改造され、10月には米軍のF35戦闘機の離発着訓練をしたとのことだが、自衛隊と米海軍の一体化は基地機能の強化に他ならない。このような連携強化と安保法の廃止を求めること。

### [3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。

最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。

2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、横須賀市と一緒に計画すること。

3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。

巨大地震の原子力災害対策について米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう米軍や国に求めること。

### [4]. 厚木基地に関わって

#### (1) オスプレイの飛行について

1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点に、米海軍厚木基地を使用することがわかった。横田基地、木更津駐屯地に加え、厚木基地もオスプレイの拠点とされることは許されない。厚木基地でのオスプレイの修理工場として活用することを撤回するよう、国や米軍に強く求めること。

#### (2) 爆音被害の根絶のために

1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀配備の撤回を求めること。

2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。

3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

### [5]. キャンプ座間に関わって

1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の

使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同し米軍と国へ要望すること。

2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

3) 川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。

4) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

#### [6]. 相模総合補給廠に関わって

1) 相模総合補給廠への米陸軍防空砲兵旅団司令部は新たな基地機能の強化であり、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還という県是に反するものであるため、撤去を求めること。

2) 昨年12月相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、総合補給廠は訓練施設ではないので、訓練を中止するよう求めること。

#### [7]. 池子住宅に関わって

1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

2) 池子地区の逗子市域にはスーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

#### [8]. 日米地位協定の抜本的改定など

1) 県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。

2) 米軍人の基地外の居住に反対するとともに米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。

民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。

3) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。

4) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供

者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。

5) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。

6) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。

7) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報がいまだに示されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。

8) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。

9) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。また、万が一、事故が発生した際には、原因究明と再発防止を求める、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。

10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱している。

訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。

11) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるように国と米軍に求めること。

12) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。そのため、羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し、日本の管制が行えるように、県として国と米軍に求めること。

## 《 9 》. 県民本位の行財政運営を

### [1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

2) 法人2税の超過課税については、福祉や教育施策や施設の整備にも活用すること。

3) 現在の臨時財政対策債の償還方法の見直しについては、見直しの結果積み立てのルールを変更するとのことだったが、現在は延期している。これからの償還分だけの見直しではなく、10年ごとの借り換えの際に償還額を見直すこと。本来使えるお金を県民サービスに使えるように早急に対応すること。

4) 毎年、新年度予算の編成当初に財源不足を強調しているが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判の声が上がっている。

財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。

5) 県は国の直轄事業負担金の中止を求めているのなら、県直轄事業の市町負担金を廃止すること。

## **[2]. 県有施設の拡充・存続を**

### **(1) 県民利用施設について**

1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については、直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。

2) 障がい者福祉、介護の施策を進める上で、県としてそれぞれの施設の運営を直接県職員が行い、ノウハウを蓄積することが重要である。これらの施設の指定管理者制度導入をやめるとともに、県として施設の運営を直接行うようにすること。

3) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユースンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の責任で行うこと。また、県立施設として存続・拡充すること。

### **(2) 試験研究機関について**

1) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。また、独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。

2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る機関として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。

### **(3) 県の出先機関について**

1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。また、保健所を以前の 1 箇所体制に戻すこと。

2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

## **[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために**

1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。

働き方改革を取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。

また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。

2) 神奈川県庁内職場において、長時間労働により命を失うことや人権侵害があってはならない。十分な人員確保とともに、民主的な業務運営に努めること。

3) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。併せて、正規職員の定期的な採用を行うこと

4) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

#### **[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて**

##### **(1) 指定管理者制度について**

1) 指定管理者制度について、第三者による委員会を設け、改めて現在の指定管理者制度の実態を調査し、各施設の制度導入の有無、公募や選定、モニタリングの在り方を検討し、直営に戻すことなどを含めた抜本的な見直しを行うこと。

2) 指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に、社会保険労務士を含め、モニタリングや事業評価などについて社会保険労務士における労働状況審査を、指定管理者制度に盛り込むこと。

##### **(2) PPP方式について**

1) PPP/PFI事業のねらいが大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものである。

全国では、これらを導入した大型開発が破たんしたり、公共施設の運営が行き詰まるなど、結局「後始末は自治体と住民に」という事例も少なくない。こうした事業は導入しないこと。

#### **[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について**

1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

#### **[6]. 税制・税務行政などに関して**

1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。

2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している滋賀県野洲市の事例も参考に、生活支援と結びつけた税務業務を推進すること。

3) コロナ禍の下、納税が困難なケースは増大している。納税緩和措置や徴収猶予の特例制度について、周知を図ること。

4) 社会保障や県税関係の書類について、マイナンバーの強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても引き続き受理すること。

5) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全に出来ないという欠陥が指摘されていることから、国に対してマイナンバーの記載中止を求めること。また、マイナンバーカードの被保険者証としての利用やカード保有者へのポイント付与など、マイナンバーカード普及策は中止するよう国に求めること。

6) デジタル庁の創設は、マイナンバーカードの普及と抱き合わせで政府による個人情報の把握と企業への情報提供など、プライバシー保護に関する重大な危険性が指摘されている。また、国と地方自治体のシステムの統一は、行政の業務効率化の問題ではなく、地方自治体のあり方を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関化することにつながる恐れがある。これは住民自治の破壊にもつながる重大な問題であり、この点からもデジタル庁の創設には大きな懸念が生じている。

県は地方自治体であることの重さを十分念頭に置き、住民自治を守り個人情報を保護する立場から、デジタル庁の動きには慎重に対応すること。

7) 消費税率10%増税にコロナの影響が加わり、消費は冷え切っている。コロナ禍の下、暮らしや営業支援として、消費税減税に踏み切った国・地域は50に上っている。また、社会保障の財源を、逆進性の強い消費税に求めるべきではない。

消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えることを、国に求めること。当面、消費税を引き下げよう、国に求めること。

8) ガソリン価格の高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

## 《10》. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

### (1) PCR等検査の抜本的拡充について

1) 第5波はこれまでにない感染爆発を起こし、医療崩壊が起きた。感染力が強いデルタ株に置き換わり、これまで感染者が少なかった現役世代や子どもに感染者が激増する事態になり、感染経路不明率も7割を超す事態が続き、検査の陽性率が8月には35%になった。9月中旬以降は新規感染者が減少し、10月中旬には2桁台まで下がった。この間、濃厚接触者なのに「検査をしてもらえない」とか、学校などで感染者が出ても「集中検査がやられないまま、学校(学級)が再開されるけど不安」との声が寄せられている。

ワクチン接種と一体に、抜本的に検査を増やす必要がある。いつでも誰もが無料で検査を受けられるようにすること。まだ感染の火種が残っている事業所、学校、保育園などの頻回定期的検査を実施すること。

2) 保育園、学校、幼稚園、学童クラブ、高齢者施設、障害者施設などにおいて、感染者が出たら、最初から利用者、スタッフなどにPCR検査を集中的に行うこと。

3) 若い世代の感染が急増している。また、保育園、学校などでもクラスターが増えている。保育園、幼稚園、学校、学童保育をはじめ、医療機関、介護・福祉施設など、クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等への「定期的検査」を実施すること。また、学校などで陽性者が出た場合、クラスター防止のために、迅速な検査を実施する支援するチーム（学校PCRセンターのような）を医療機器対策本部室に配置すること。

4) PCR等検査の自治体負担をなくすため、国に全面的な財政措置を要求すること。

5) 抗原検査キットを活用した大規模検査を拡大し、あらゆる事業所、家庭、学校などで早期に実施し、PCR検査につなげて陽性者の発見、保護に全力を挙げること。

6) 地域の診療所等でも、PCR検査を行えるようにすること。

7) 変異株が次々出現している。PCR検査とともに、速やかにゲノム解析が出来る機器を大量に採用して早期発見すること。

8) 抗体カクテル療法や治療薬は、発症後速やかに、かつ軽症でないと効果がないと言われているため、無症状の人も含め濃厚接種者への検査及び集中検査を速やかに実施すること。

また、宿泊療養施設や自宅療養でも、抗体カプセル療法や治療薬の投与ができる仕組みをつくること。

## (2) 平時からの医療提供体制の強化等について

新型コロナウイルス感染症に関し、自宅療養者の行動は規制できないため実態として隔離にならず、特に自覚症状がない場合は外出行動によって地域での感染源の一つとなることが懸念され、また、容態急変時の対応が間に合わず死亡に至る痛ましい事例も多数発生した。

1) 感染症対策の基本は隔離と言われており、「感染者は原則入院」とする対応を可能にするよう、感染症病床の確保や重症者に対応する集中治療室の増設など、医療提供体制を平時から計画的に整備・拡充すること。

2) 次の感染の波に備えて、早急に受け入れ病床を増やすこと。その際に、臨時の大型入院施設の確保についても検討しておくこと。また、県内医療機関の役割分担や連携体制についても、平時から構築すること。

3) 感染症の拡大に備え、医療用のマスク、防護服、グローブ、消毒用アルコールなど、感染防護資材の医療機関への安定的供給を図ることができるよう、常時備蓄しておくこと。

重症者の命を救うため、エクモなど必要な医療機器を迅速に確保・提供できるように、購入への補助や機器確保に向けたレンタル事業者との事前契約など、平時から対策を講じること。また、居宅療養者が必要とする医療器材を確保できるように、対策を講じること。

4) やむを得ず無症状者や軽症者を病院で隔離できない場合は「原則施設療養」とし、施設で医師や看護師の常駐体制を取ること。平時から宿泊療養施設の確保を検討すること。

5) やむを得ない事情による自宅療養も想定されるため、自宅療養者に対応する在宅診療医や訪問看護体制の強化、経過観察を細目に行える体制など、平時から対策を講じること。

### **(3) コロナ患者受入病院及び減収となった病院等への保障と支援について**

1) コロナ患者を受け入れてきた病院の患者減少による減収および、受け入れていない病院に対しても、受診抑制などで医業収入が減少したすべての病院・診療所に補填を行うこと。

通常医療の確保・維持をも含め、地域医療体制を保障する財政支援、融資補助等を講じること。介護・福祉施設についても、利用抑制による減収のため、事業縮小などが見られるなど経営が大変になっている。補填を行うこと。2021年度に廃止された発熱外来の補助金を復活するよう国に強く求めると同時に、県としても、地方創生臨時交付金で補助する。

2) 新型コロナウイルス感染防止対策により、健診の機会が減少する。健診実施機関への支援を引き続き強めること。

### **(4) 障がい児・者への対応について**

1) 医療的ケアを必要とする障がい児が感染した場合、厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童の対応について(その2)(その3)」に基づき、希望があれば入院時の保護者の付き添いを認めるよう、また医療機関によって対応に差異が生じないように、医療機関に働きかけること。医療的ケアを必要とする障がい者についても、同様の対応とすること。

2) 既往症のある肢体不自由児者が感染した場合は重症化する傾向が強いことから、受診時には早急な対応を行うこと。

また、先天性心疾患患者が感染した場合は、主治医のいる心疾患専門医療機関と感染症専門施設とが連携して治療にあたるよう、体制を整備すること。

### **(5) 保健所体制等の抜本的強化について**

1) 退職者の活用や臨時の配置も含め、小田原保健福祉事務所をはじめ県内各保健所の緊急の体制強化を図るとともに、抜本的な対策として、保健所の増設や恒常的な定員増に踏み出すこと。加えて、保健所設置市とも連携し、その感染症に応じた対応の基準を明確に示し、各保健所や保健師によって対応に差異(いのちの格差)が生じないようにすること。

2) 衛生研究所の感染症対策の体制を強化すること。

### **(6) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善について**

1) 人々の暮らしにケア労働の重要さがコロナ禍で見直されたが、人材不足が常態化している中で人材確保が緊急に求められている。また、専門職として、安心して働き続けられる労働環境を整備すること。「全産業平均より月10万円安い」とされる、介護・障害福祉・保育等で働く労働者の賃上げ・処遇改善を行うこと。また、そのために利用者の負担増にならないよう、財政措置を講じること。

2) 感染への不安から、感染者や医療従事者、その家族などに中傷を投げつける風潮が起きている。こうした差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信すること。

### **(7) 医療保険制度に関して**

1) 県内国保組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対し、県として援助・支援を強めること。

2) 国保でも後期高齢者医療制度でも事業主やフリーランスを傷病手当金の対象とすることとなったが、保険料の引き上げにつながらないよう、財政支援を行うこと。

3) 売上が減少している事業者やフリーランスに、国保料（税）及び後期高齢者医療保険料の減免制度や納税緩和措置を周知し、手続きを支援するよう、市町村及び県広域連合に助言・指導すること。

#### **(8) 雇用と事業、就学の安定に向けて**

以下の事項について県も取り組みを強めるとともに、国に求めること。

1) 雇用と事業を持続させるため、雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給すること。そのために手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換など、すみやかな審査と支給できる体制を確立すること。

2) 持続化給付金は一回限りとせず、コロナ禍の影響が収束するまで、継続的な運用を図ること。

3) コロナ禍の影響を理由とした「退職勧奨」や、家族的責任や個人の生活を無視した広域配転など、人権侵害が起きないように、労働局や労働組合とも連携を強め、県としても厳しく監視すること。また、合理性や妥当性の無いリストラや人権侵害を許さないための法整備を図るよう、国に求めること。

4) 中小企業や小規模事業者は、コロナ禍の下で深刻な経営状況を抱えている。持続可能な経営のために、当面、工場の家賃や機械リース代の固定経費に対する支援を行うこと。

5) 生活福祉資金貸付金の返済免除制度の拡充を図ること。また、住居確保給付金は、状況に応じてさらに拡充を図ること。

6) コロナ禍により就労環境を失ったひとり親などの職業訓練や就労準備支援などを拡充すること。自立支援教育訓練給付金の補助率を拡大すること。

#### **(9) 教育分野に関して**

1) 小・中学校における就学援助制度、高校生における奨学金及び授業料免除制度について、コロナ禍による生活困難世帯などにも十分周知・支援を図ること。

2) 大学生・専門学校生なども、コロナ禍の影響を受けアルバイト先を失うなど、経済的困難は深刻となっている。食糧支援プロジェクトなどに多くの学生が訪れるなど、食生活さえ危機に瀕している。経済支援策を強化すること。

3) 新型コロナウイルス感染症対策をめぐって、学校内の消毒や児童、生徒へのきめ細かい対応などが必要なので、教職員のさらなる増員を図ること。

4) 小・中・高等学校を通じ、教職員に対し予防的定期的検査を実施すること。

5) コロナ禍において学童保育の運営を支えるため、補助金を充実するとともに、指導員に対し予防的定期的な検査を実施すること。

## 《 1 1 》. 地域からの要望

### [1]. 横須賀市

#### (1) 原子力災害における感染症対策と熱中症予防について

1) 原子力災害において、屋内退避指示のもとで、「災害時には窓を閉めてエアコンを止めて外気を室内に入れない、移動の際にはレインコートなどで体を覆って下さい」という具体的な指示が本当に市民のいのちを守るために適切なのか、疑義が生じている。

今年の6月2日に、内閣府の原子力防災担当は「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」と題する文書を公表した。

これには「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする」とあり、具体的には「自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質により被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は、原則換気を行わない」とあるだけで、現実的な対応については明記されておらず不十分である。

そもそも感染症対策における3密を防ぐことと、原子力災害の基本とされる密閉と遮断は矛盾することが明らかであり、国に対して解決策を講じるよう求めること。

#### (2) クジラなどの死体処理に関する自治体への支援について

1) 横須賀市では一昨年と昨年、海岸にクジラの死体が打ち上げられた。これらの死体は法の下では一般廃棄物となり、当該自治体に対して処理責任が生じる。

横須賀市は半島に位置しており、海岸距離が長く、漂着物の量も必然的に多くなる現状を鑑みても、ウミガメや鯨類の処理費用等に対する助成・支援を行うこと。

#### (3) 県営住宅の駐輪場等の整備について

1) 横須賀市鴨居にある県営浦賀かもめ団地は、かなり老朽化している。海に面した埋め立て地に立地していることから、台風や潮の被害があり、駐輪場には屋根のないところや柱の錆びたところなどが見受けられる。早急に整備すること。

### [2]. 大磯町・二宮町

#### (1) 防災対策について

1) 二宮町の状況をより反映した震度計設置場所を選定し、移転を支援すること。

2) 葛川と不動川の溢水や氾濫に対して、浚渫などの管理を適切に行うとともに、葛川改修計画については、時間あたり雨量の設定を見直し、抜本的な再検討を進めること。

#### (2) 道路・交通環境の整備について

1) 町道全体の維持管理、特に大型車両が迂回ルートとして使用する小田原・厚木道路二宮ICから国道1号線間の各ルートについて支援すること。

2) 太平洋自転車道の中郡での整備を継続・促進すること。

3) 県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和を進めること。

4) 国道・県道横断歩道（国道1号線二宮駅前横断歩道、大磯町役場前、大磯駅入口など）の目の不自由な方の安全対策を進めること。

5) 地域公共交通の改善（コミュニティバスの運営変更）と継続を支援すること。

### **(3) 医療・介護の充実について**

1) 秦野赤十字病院・東海大大磯病院での産科・分娩の再開を支援し、経営支援を行うこと。  
特に、大磯病院については中郡地域医療の中核病院として位置づけ、支援すること。

### **(4) 教育環境の整備について**

1) 義務教育学校の設置や小・中学校の統合に関しては、小中一貫校の設置で教員の加配をするなど、結論ありきの誘導的な政策をやめて、町の自主性を尊重すること。

小・中学校の配置については、各自治体住民と教育行政の研究・話し合い・判断が進むことを支援すること。

2) 教員が子どもの様々な問題に対応できるよう、時間を十分とる・教員同士の情報・経験の交換を進めるなどの環境づくりを進めること。

3) 県の責任でスクールソーシャルワーカー、教育心理士等の正規職員化を図ること。

## **[3]. 松田町**

### **(1) ヤマビル対策について**

1) 県を中心とした関係市町村等との対策部会の設置及び財政支援について

ヤマビル対策に関する県を中心とした関係市町村等との対策部会を設置していただき、広域に広がる被害状況を踏まえ、分布域の情報共有に留まっている現在の連携体制を、対策も含めた幅広い取り組みができるよう、さらに踏み込んだ主体的な施策の展開をお願いします。

また、「ヤマビル被害対策事業費補助金」においては、被害状況が県央から県西地域に大きく広がり、広域的な行政課題であることを踏まえて、補助率の引き上げや既定の補助率どおりの交付額確保について、財政支援の拡充をお願いします。

### **(2) 有害鳥獣対策について**

1) 管理捕獲目標数の着実な達成について

有害鳥獣の捕獲目標の達成については、有害鳥獣被害を減らすことに直結するため、継続してお願いするものです。

2) 狩猟資格免許取得支援制度の対象拡充について

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金を農協を通じた農業従事者の支援のみではなく、町が助成する免許取得者に対しても広く対象とするよう、支援の拡充をお願いします。

3) 県独自の補助金制度の充実及び継続的な実施について

有害鳥獣の捕獲や防護の有効な強化策として制度化していただいた県独自の「有害鳥獣捕獲奨励補助金」や「広域獣害防護柵補修事業費補助金」の充実及び継続的な実施を切に願

い申し上げます。

### **(3) 県西地域活性化プロジェクトによる更なる定住人口増加施策の推進について**

#### 1) 都市部からの移住・定住者への支援制度について

県西地域活性化プロジェクトを推進する上で、重点としている「移住・定住の促進」のため、セミナーや説明会の実施のみならず、都市部から県西地域への移住・定住者に対する支援制度の創設をお願いします。

#### 2) SDGs 未来都市への優遇措置の導入について

現在、「自治基盤強化総合補助金」にて、SDGs 未来都市へモデル事業として提案した事業（ソフト事業に限る）に対して、提案年度に限り財政支援を行っていただいておりますが、今後、県内の市町村全体における SDGs の取組みがさらに加速するよう、SDGs 未来都市に対しては、対象事業をモデル事業のみに限定せず、補助対象期間を3年間とし補助率を10/10とするなど、SDGs 未来都市への優遇措置の導入をお願いします。

### **(4) 水源環境保全税の継続と森林整備の促進について**

#### 1) 水源環境保全税の継続について

水源環境保全税を原資とした水源環境保全・再生施策大綱の計画期間は令和8年度までとされていますが、水源環境保全・再生の取組みは、長期的に継続して実施することでその機能を発揮することができるため、施策大綱の延長を切にお願い申し上げます。

#### 2) 計画的な森林整備の推進

町内の山林において、今後も、集落周辺の森林は風水害による倒木や土砂崩れにより家屋が押しつぶされる人的被害が想定されるため、間伐等、日頃からの手入れが大切であり、道路等重要インフラ周辺の森林についても、災害時に道路が分断されることで孤立化する地域が生じることが懸念されていることから、引き続き、計画的な森林整備の推進をお願いします。

### **(5) 災害に強い河川環境の整備について**

流域住民の生命・財産を守るため、引き続き、酒匂川や川音川、中津川の計画的な河床整理を推進していただくとともに、嘸火時の洪水対策という視点から、富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書の被害想定を踏まえた、正常な河川断面の確保を推進していただくよう要望いたします。

### **(6) 県立足柄上病院の経営維持と医療体制の充実強化について**

#### 1) 医療体制の充実強化について

今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、医療体制の充実強化をお願いします。

#### 2) 産科再開の検討及び妊婦の移送サービスの実施について

県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としていますが、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開の検討をお願いするとともに、産科再開の条件をご教示ください。

また、通常の出産では救急車による救急搬送が適用されないため、タクシー等による妊婦の移送サービスの実施、若しくは移送サービスを実施した町への財政支援をお願いします。

なお、本件については、足柄上地域 1 市 4 町も賛同しております。

#### (7) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

##### 1) 新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備における支援について

本計画の実現のため、駅周辺整備事業に関する地元組織(再開発組合)の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施しておりますので、県と町が連携して駅周辺整備事業の実現を目指せるよう、引き続き、新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備における多面的な支援をお願いします。

##### 2) 御殿場線ガード下の道路拡幅改良について

御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期実施、及び「かながわみちづくり計画」等の県計画への位置づけを切にお願い申し上げます。

#### (8) ICT教育に係る教員に対する支援員の配置について

##### 1) ICT支援員の増員について

新しい授業形態の支援や他市町村の事例の調査及び授業の提案、また、教員のスキルアップを行うためには、ICT支援員の力が不可欠であり、GIGAスクール構想により、全児童生徒に配備されたICT機器への対応は、現在の人員では不足していると認識しているため、人材の確保・増員に努めていただくよう国に強い働きかけをお願いします。

##### 2) 教員のスキルアップに資する施策の推進について

教員については、一定期間で異動等があり、ICT支援員による支援も不足しているため、ノウハウの蓄積が難しい状況です。神奈川県において、3年間のスキルアップ強化期間を設けて、ICT活用に関する研修を行うなど、更なる施策の推進をお願いします。

### [4]. 箱根町

#### (1) 昨年の台風19号被害の復旧について

1) 大型台風や集中豪雨などにも対応し、地域住民が安心して生活ができるよう、芦ノ湖の水を常時一定量放流できるように湖尻水門を更に改善すること。

2) 一昨年の台風19号で被災した国道138号線、春山荘バス停付近の土砂崩落の復旧を早急に完了すること。

#### (2) 道路・交通環境の整備について

1) 国道1号線湯本山崎の箱根新道小田原方面出口は、歩行者やサイクリングの人たちが、通行禁止にも関わらず進入するのを付近の住民が度々目撃している。大変危険なので、出口に警告板を設置すること。

### [5]. 真鶴町

#### (1) 道路・交通環境の整備について

1) 真鶴駅跨線橋南側エレベーターの設置工事について、早期実現を図ること。

#### (2) インフルエンザ予防接種について

1) 秋・冬に向けてのインフルエンザ予防接種の実施は、高齢化率が県下一位である真鶴町にとって重要事項である。

昨年同様に高齢者への予防接種への財政的援助を行うとともに、県の責任で予防接種の必要量を確保すること。

## [6]. 清川村

### (1) 県水源環境保全・再生事業の継続と水源地域への新たな支援について

神奈川県が平成19年度から全国に先駆け進めてきた、かながわ水源環境保全・大綱は、令和8年度で終期を迎えることから、水源環境保全・再生施策の源地域が担う水質保全の取り組みへの新たな支援を要望します。

- かながわ水源環境保全・再生施策大綱の継続及び森林整備に係る補助の拡充
- 水源環境保全・再生事業の枠組の中での新たな支援

### (2) 宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

宮ヶ瀬ダム完成から20年が経過し、施設の老朽化や観光ニーズが多様化する中、時代の変化に影響されない魅力の創出を実現するため、日本版DMOの着実な事業展開に向けた県の支援を要望します。

### (3) 自殺対策について

神奈川県内の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、2020年は急増しており、多くの橋梁が点在する本村においても、自殺と思われる事例が急増しています。県民の命を守る取組として、橋梁からの飛び込み自殺を防止するため、県道の橋梁への転落防止柵等の整備を要望します。

- 県道70号線秦野清川線「大門橋」に転落防止柵やネットの整備及び抜本的な対策

### (4) 村内緊急輸送道路における安全対策について

村内の緊急輸送道路の安全対策（樹木の伐採・道路照明灯）を要望します。

- 第1次緊急輸送道路 県道64号（伊勢原津久井）
- 第2次緊急輸送道路 県道60号（厚木清川）

### (5) 県道64号（伊勢原津久井）及び県道70号（秦野清川）の整備について

村内の主要県道2路線について、次の安全対策等を要望します。

#### 1) 県道64号（伊勢原津久井）

- 「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進
- 道の駅清川前への信号機の設置
- 村道山岸外周線が接続する丁字路への信号機の設置

#### 2) 県道70号（秦野清川）

- 札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備・道路災害防除工事

#### 3) 県道全域における通行の支障となる沿道の除草

### (6) 土砂災害警戒区域等における安全対策について

土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等につきまして、土砂災害対にかかると具体的なロードマップの提示及び土砂災害防止施設（砂防施設）の早期完成に向けた事業推進を要望します。

#### (7) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について

効果的な治山事業の展開により、山林の崩壊といった災害を未然に防止し、住民の安全・安心な地域の実現について要望します。

#### (8) 登山者の安全対策について

本村は面積の約 90 パーセントが山林で、丹沢山・三峰山・仏果山などの登山ルートが多数設置されていることから、登山を目的とした来訪者が増加傾向にあるため、登山者の安全対策について要望します。

- 安全に登山するためのコース図や道標の設置
- 登山道整備
- 遭難等が発生した場合の要救助者との確実な連絡手段を確保するための対策
- ヘリコプターを利用した救助活動を安全に行うための活動拠点の整備